

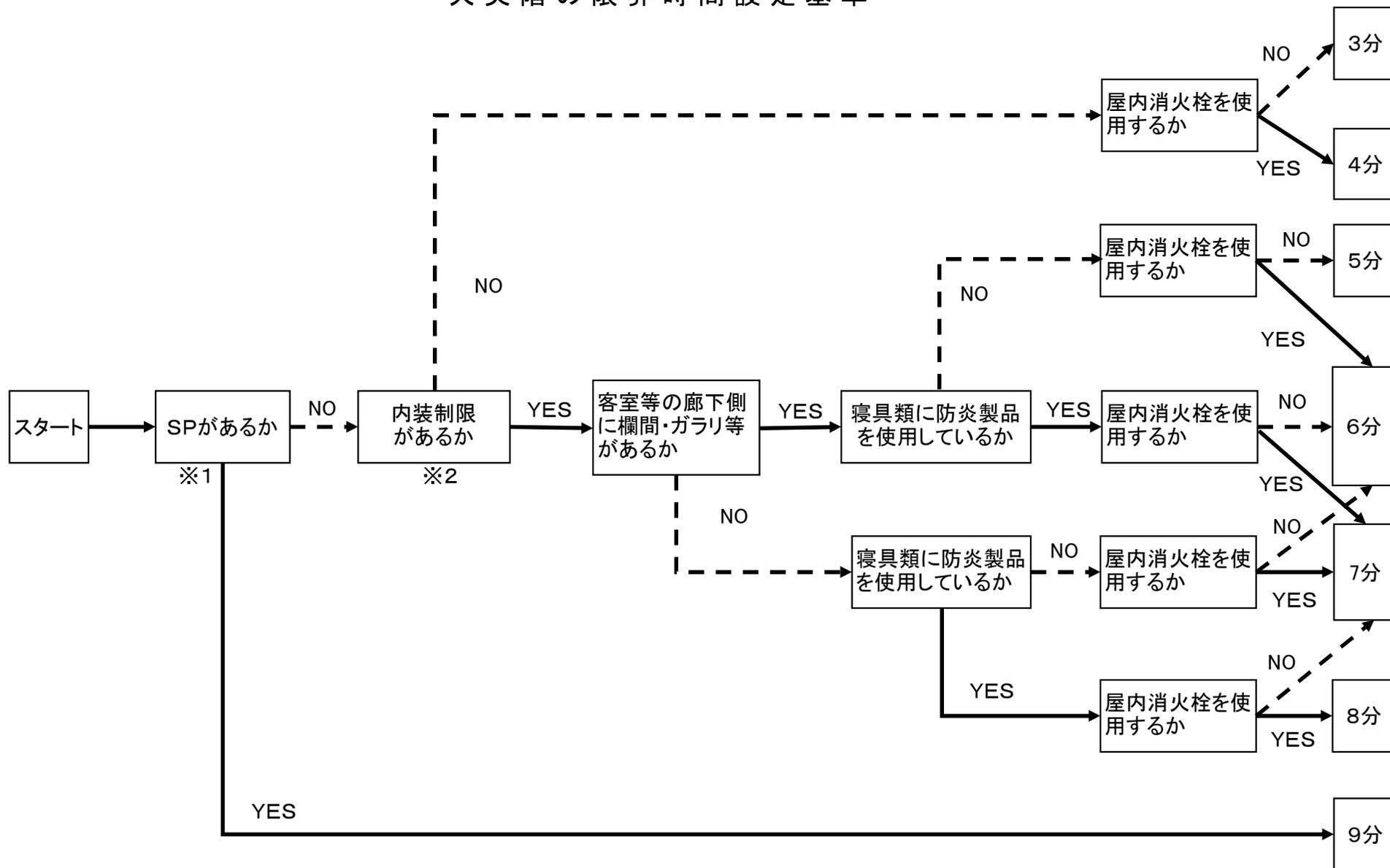
夜間の防火管理体制実態調査記録表

(作成年月日: 年 月 日)

名 称					
所 在 地		区 (Tel -)			
構造・内装・区画・消防用設備等の状況	建物構造		耐火構造 ・ 耐火構造以外		
	階層及び規模		① 地上	階建(延	m ²)
			② 地上	階建(延	m ²)
	スプリンクラー設備		有り	・	無し
	屋内消火栓設備		有り	・	無し
	消火器		有り	・	無し
	非常通報装置		有り	・	無し
	非常放送設備		有り	・	無し
	非常放送設備のスピーカーの客室内設備		有り	・	無し
	非常用構内通報機		有り	・	無し
	内装制限	客室	有り	・	無し
避難路		有り	・	無し	

	寝具類の防災製品	有り	・	無し	
	火災避難用保護具	有り	・	無し	
	客室と廊下の区画 (内装制限が前提)	有り	・	無し	
	堅穴区画	有り	・	無し	
	非常用エレベーター	有り	・	無し	
	停電時最寄り階停止装置付エレベーター	有り	・	無し	
	隣接する従業員寮等	有り(分以内)	・	無し	
夜間の 防火管理 体制	夜間の勤務体制	最多時		最少時	
			人	人	
		従業員	人	従業員	人
		委託警備員	人	委託警備員	人
	宿泊者(最大収容人員)			人	
設定	火災階の限界時間			分	
	非火災階の限界時間			分	
	情報伝達範囲				
	出火階及び出火室			階 号室	

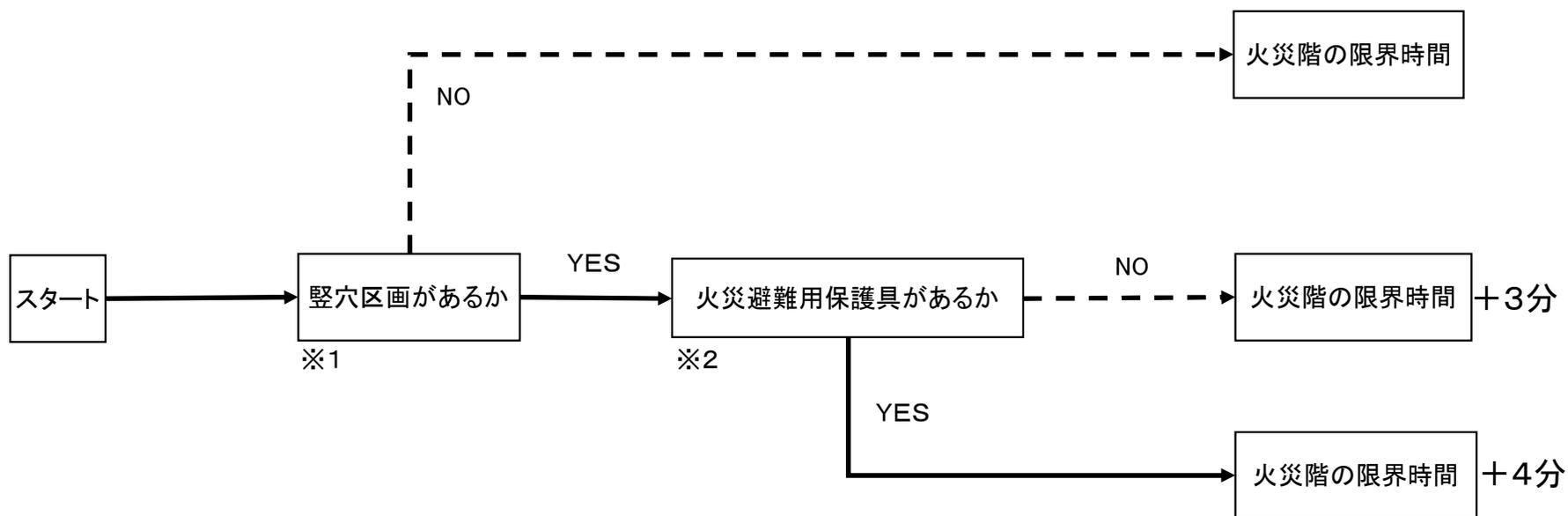
火災階の限界時間設定基準



※1 「SPがある」には、規則第13条に基づきSPが設置されていない部分があることを含む。(規則13条区画)

※2 「内装制限がある」とは、客室の壁(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く)の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で、客室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料又は準不燃材料でなされていること。

非火災階の限界時間設定基準



※1 「縦穴区画があるか」は、縦穴区画が設けれら、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損等がないことをいう。

※2 「火災避難用保護具があるか」は、各客室ごとに定員相当分の保護具(防煙マスク等)が設置されているかどうかをいう。

(当該保護具は、(一財)日本消防設備安全センターの認定品であること。)

出火場所の設定基準

1 出火階

出火階は、次の階とする。

- | | | | | |
|---|----------|---|-----------|----------------|
| ① | 3 階建 | : | 3 階 | |
| ② | 4 階建 | : | 3 階 | |
| ③ | 5～10 階建 | : | $n - 2$ 階 | |
| ④ | 11～20 階建 | : | $n - 3$ 階 | |
| | 21 階建以上 | : | $n - 4$ 階 | ※ n は最上階を示す。 |

※ 避難階が 1 階でない場合は、避難階の上階の階数により出火階を決定する。

※ 当該検証対象物が複数棟からなる場合は、最大客室数を有する「棟」とする。

2 出火室

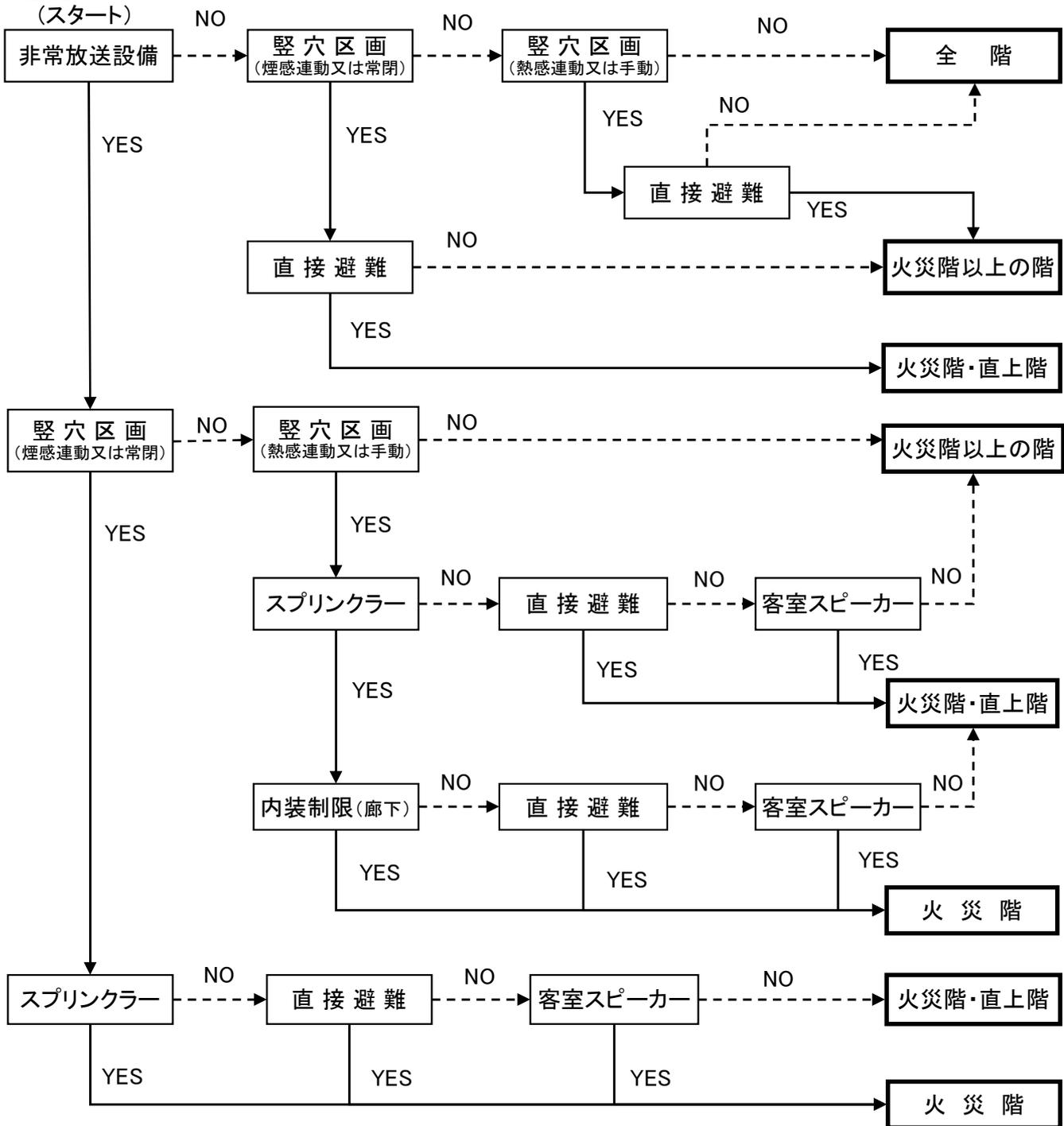
- (1) 前 1 の出火階のうち、火災確認を行うこととしている者が待機している場所から最も遠いと考えられる客室。
- (2) 出火室は、内側から施錠しておく。

3 その他

自動火災報知設備を発報させた客室等の廊下側の入口付近に火点標識（旗等の目印）を設置しておく。

情報伝達範囲設定基準

<伝達範囲>



※「客室スピーカー」: 全客室に、非常放送設備(一斉式非常放送設備含む)のスピーカー又は非常用構内通報機等が設置されていること。

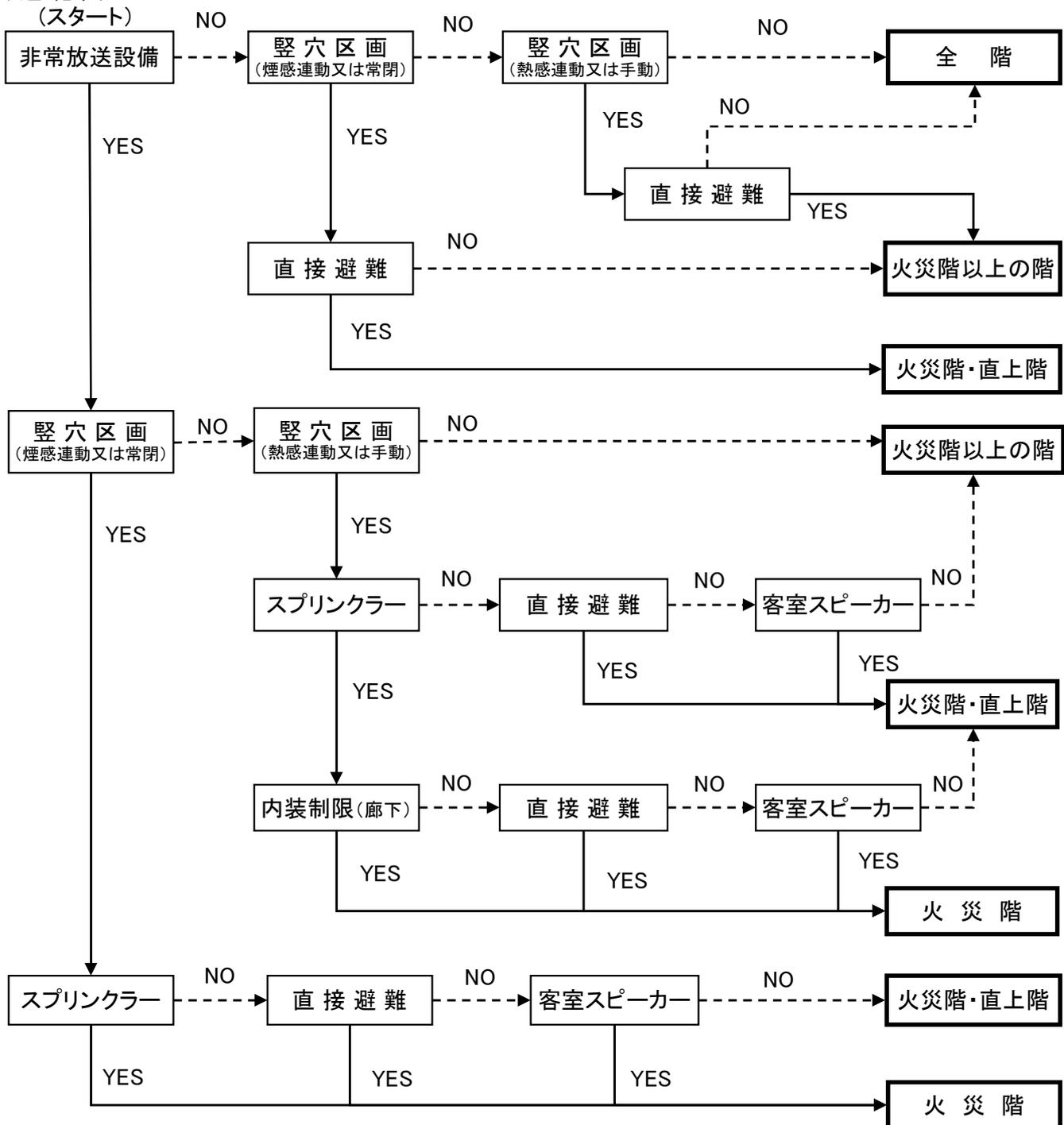
※「直接避難」: 3階以上の全客室に避難器具が設置されているか又は3階以上の全客室が安全な避難路を有するベランダに面していること。

※「煙穴区画(煙感連動又は常閉)」: 煙感知器と連動して自動的に閉鎖する防火戸又は常時閉鎖式防火戸により煙穴区画が形成されていること。

※「煙穴区画(熱感連動又は手動)」: 熱感知器又は温度ヒューズと連動して自動的に閉鎖する防火戸又は

情報伝達範囲設定基準

<伝達範囲>



※「客室スピーカー」: 全客室に、非常放送設備(一斉式非常放送設備含む)のスピーカー又は非常用構内通報機等が設置されていること。

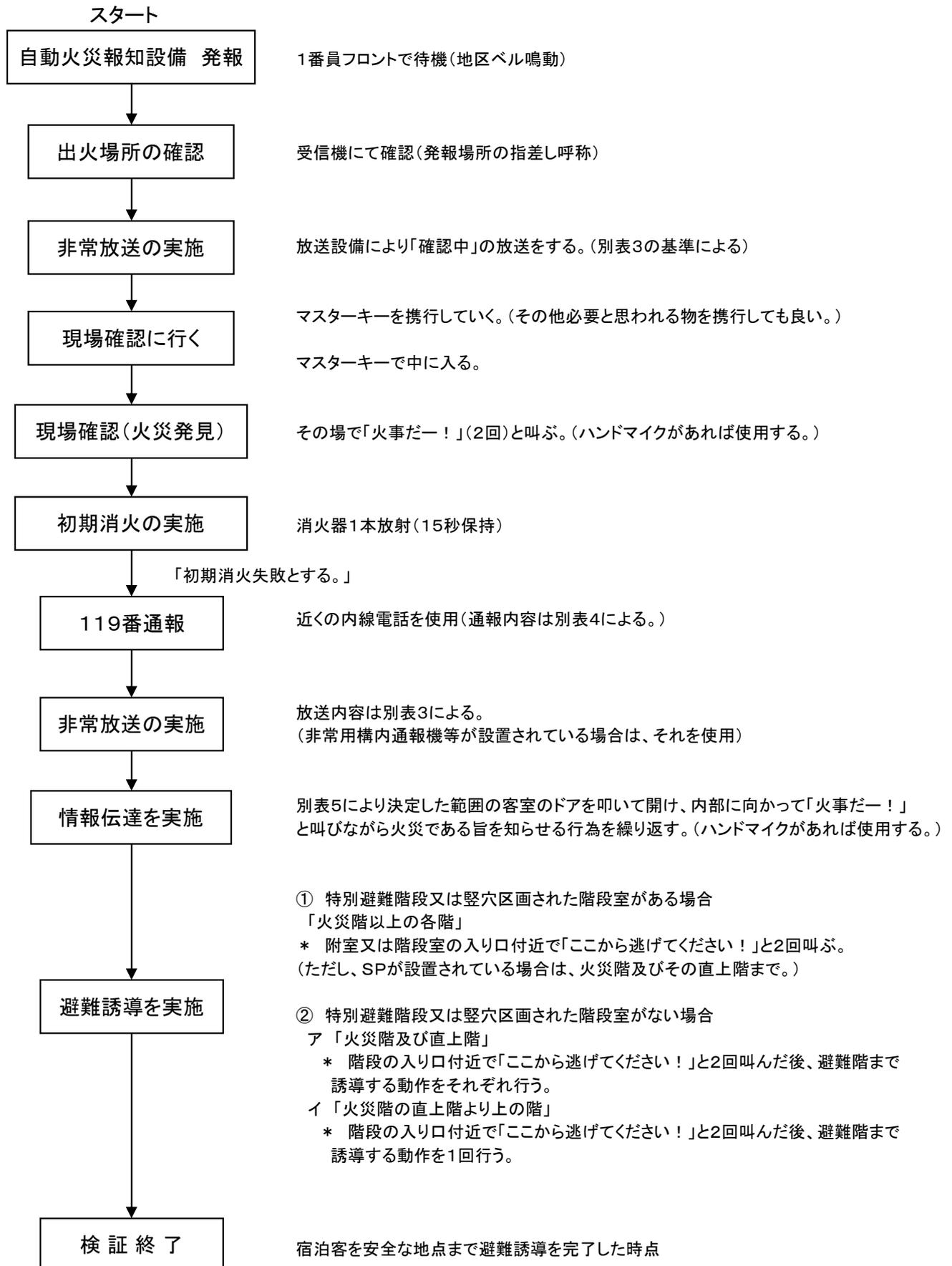
※「直接避難」: 3階以上の全客室に避難器具が設置されているか又は3階以上の全客室が安全な避難路を有するベランダに面していること。

※「煙穴区画(煙感連動又は常閉)」: 煙感知器と連動して自動的に閉鎖する防火戸又は常時閉鎖式防火戸により煙穴区画が形成されていること。

※「煙穴区画(熱感連動又は手動)」: 熱感知器又は温度ヒューズと連動して自動的に閉鎖する防火戸又は手動で閉鎖する防火戸により煙穴区画が形成されていること。

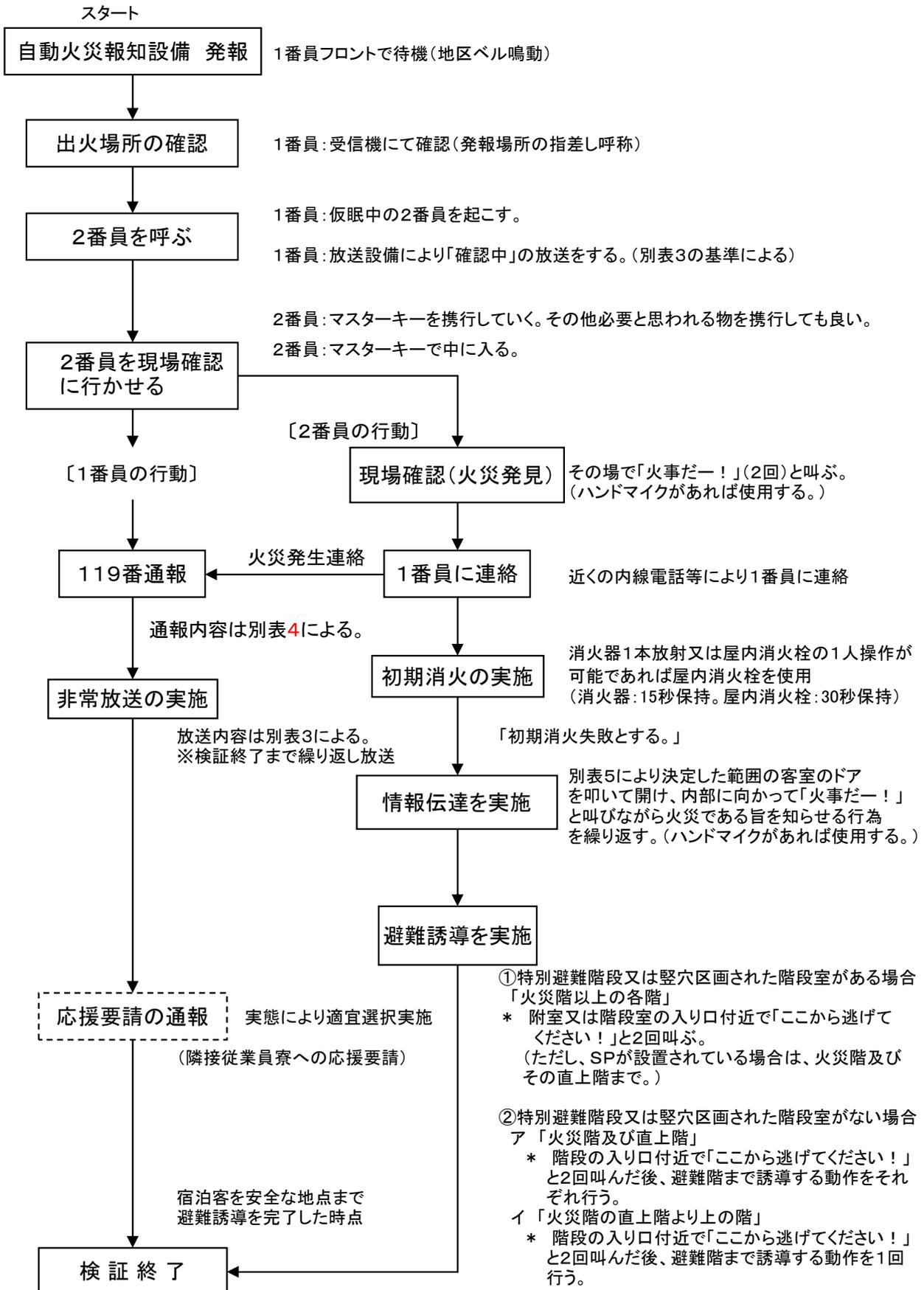
対応行動基準

◆ 設定 夜間の勤務体制1名 (1番員:フロントにて執務中)



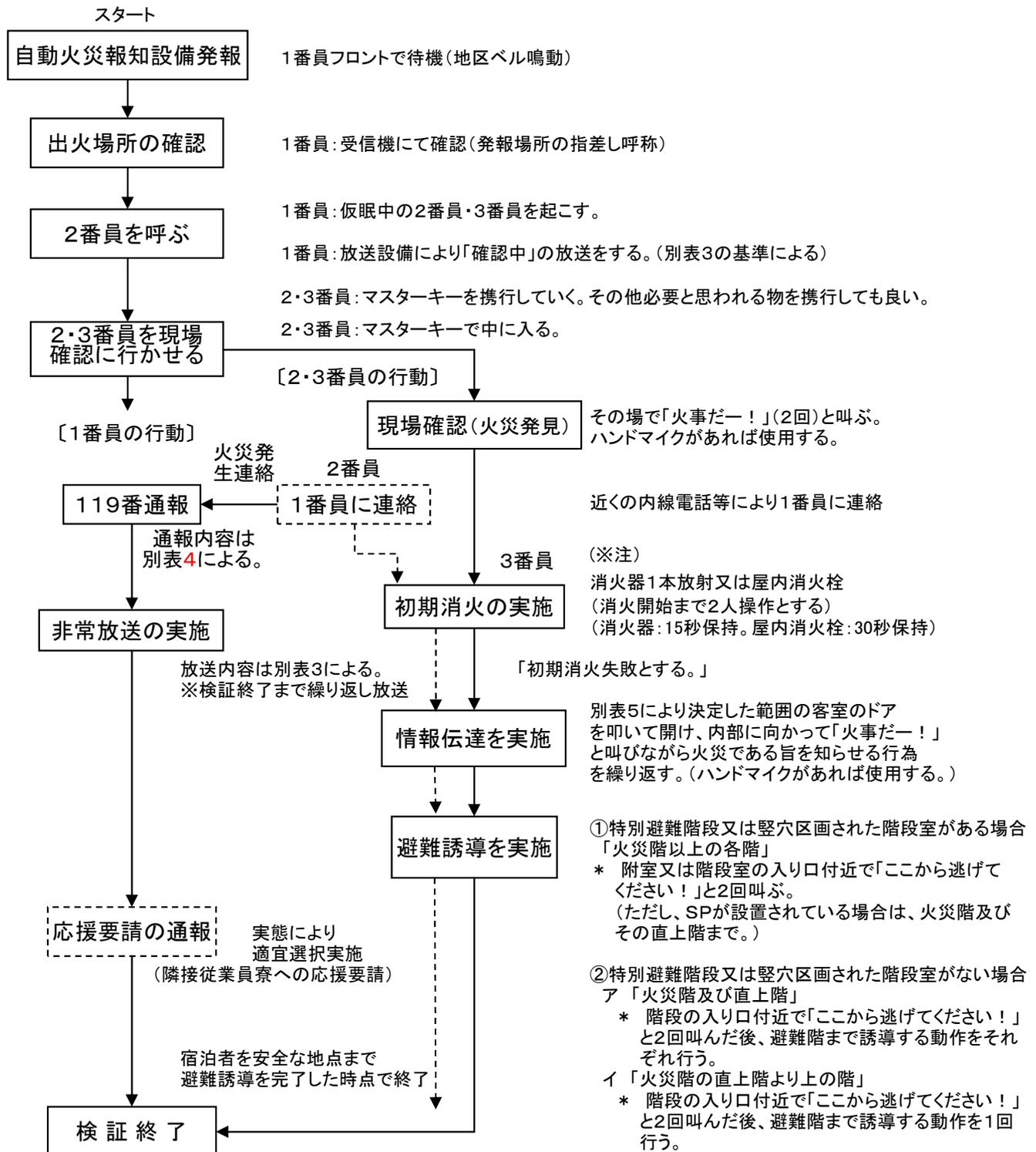
対応行動基準

◆ 設定 夜間の勤務体制2名 (1番員:フロントにて執務中。2番員:仮眠中)……勤務体制により決定



対応行動基準

◆ 設定 夜間の勤務体制3名（1番員：フロントにて執務中。2番員・3番員：仮眠中）・・・勤務体制により決定



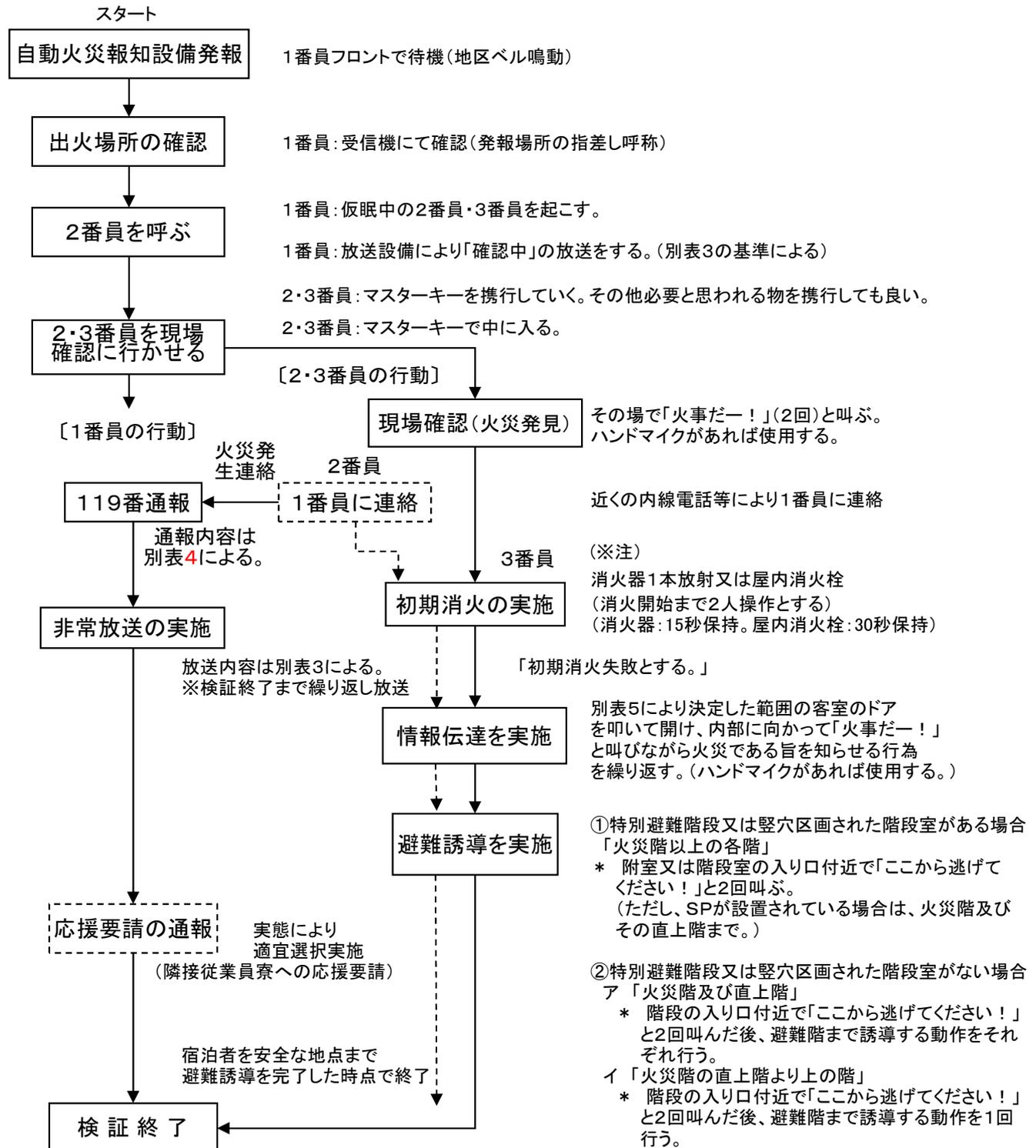
※注 ① 消火器による初期消火を選択した場合
2番員:1番員へ連絡後、出火階の情報伝達及び避難誘導を実施する。(その後3番員に協力する。)
3番員:初期消火後、直上階の情報伝達及び避難誘導を行い、順次直上階より上の階の避難誘導を行う。
(伝達範囲に注意)

② 屋内消火栓による初期消火を選択した場合
2番員:1番員へ連絡後、3番員に協力して屋内消火栓の延長操作を補助する。その後、出火階の情報伝達及び避難誘導を行う。(その後3番員に協力する。)
3番員:屋内消火栓を延長操作し、放水活動を行う。消火後(非放水、バルブを閉じた後)直上階から順次上階の情報伝達及び避難誘導を行う。(伝達範囲に注意)

③ 共通:出火階の客室等が多い(15室以上)場合は、2人で協力して出火階の情報伝達及び避難誘導を行う。

対応行動基準

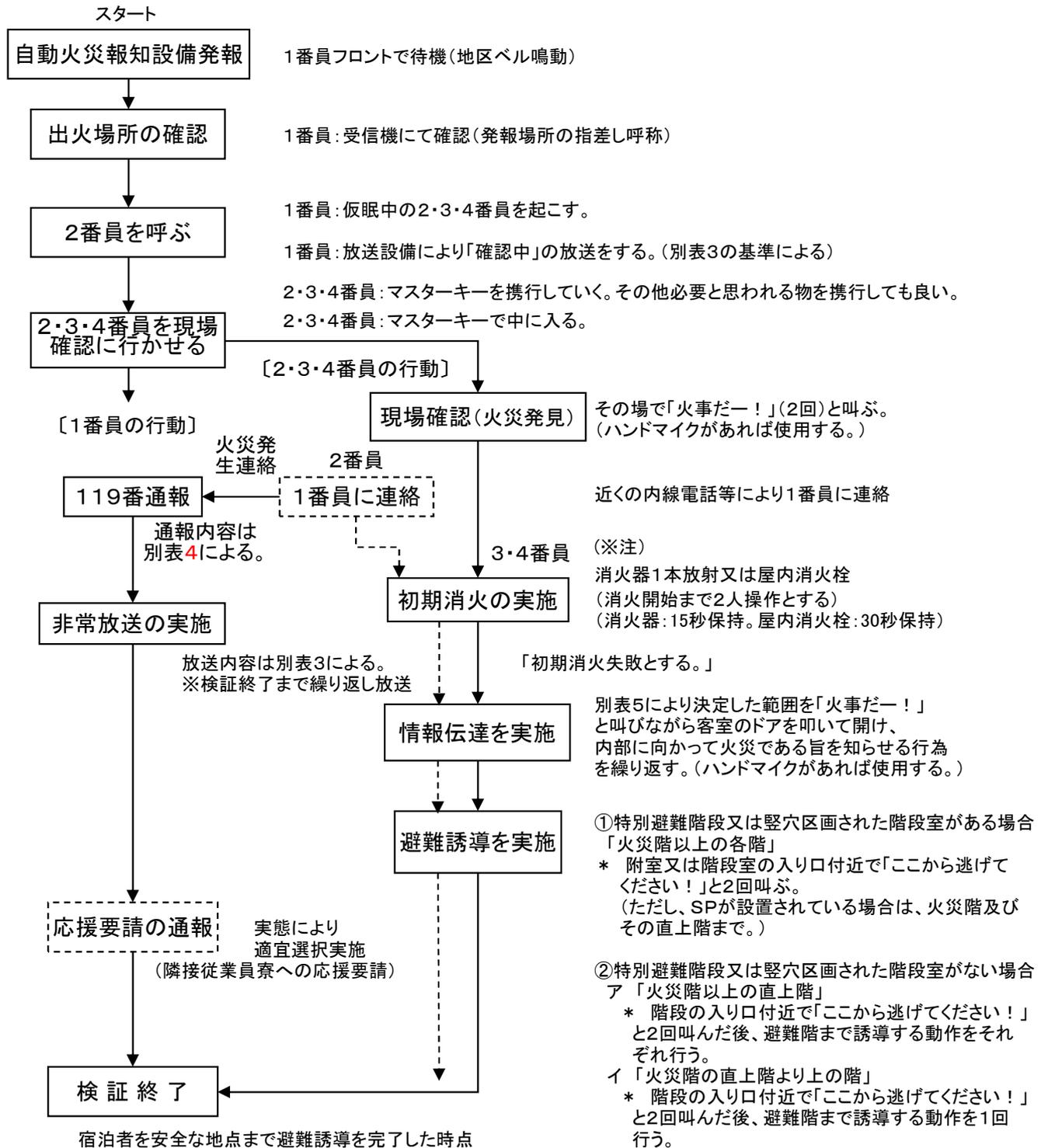
◆ 設定 夜間の勤務体制3名 (1番員:フロントにて執務中。2番員・3番員:仮眠中)・・・勤務体制により決定



- ※注
- ① 消火器による初期消火を選択した場合
2番員:1番員へ連絡後、出火階の情報伝達及び避難誘導を実施する。(その後3番員に協力する。)
3番員:初期消火後、直上階の情報伝達及び避難誘導を行い、順次直上階より上の階の避難誘導を行う。
(伝達範囲に注意)
 - ② 屋内消火栓による初期消火を選択した場合
2番員:1番員へ連絡後、3番員に協力して屋内消火栓の延長操作を補助する。その後、出火階の情報伝達及び避難誘導を行う。(その後3番員に協力する。)
3番員:屋内消火栓を延長操作し、放水活動を行う。消火後(非放水、バルブを閉じた後)直上階から順次上階の情報伝達及び避難誘導を行う。(伝達範囲に注意)
 - ③ 共通:出火階の客室等が多い(15室以上)場合は、2人で協力して出火階の情報伝達及び避難誘導を行う。

対応行動基準

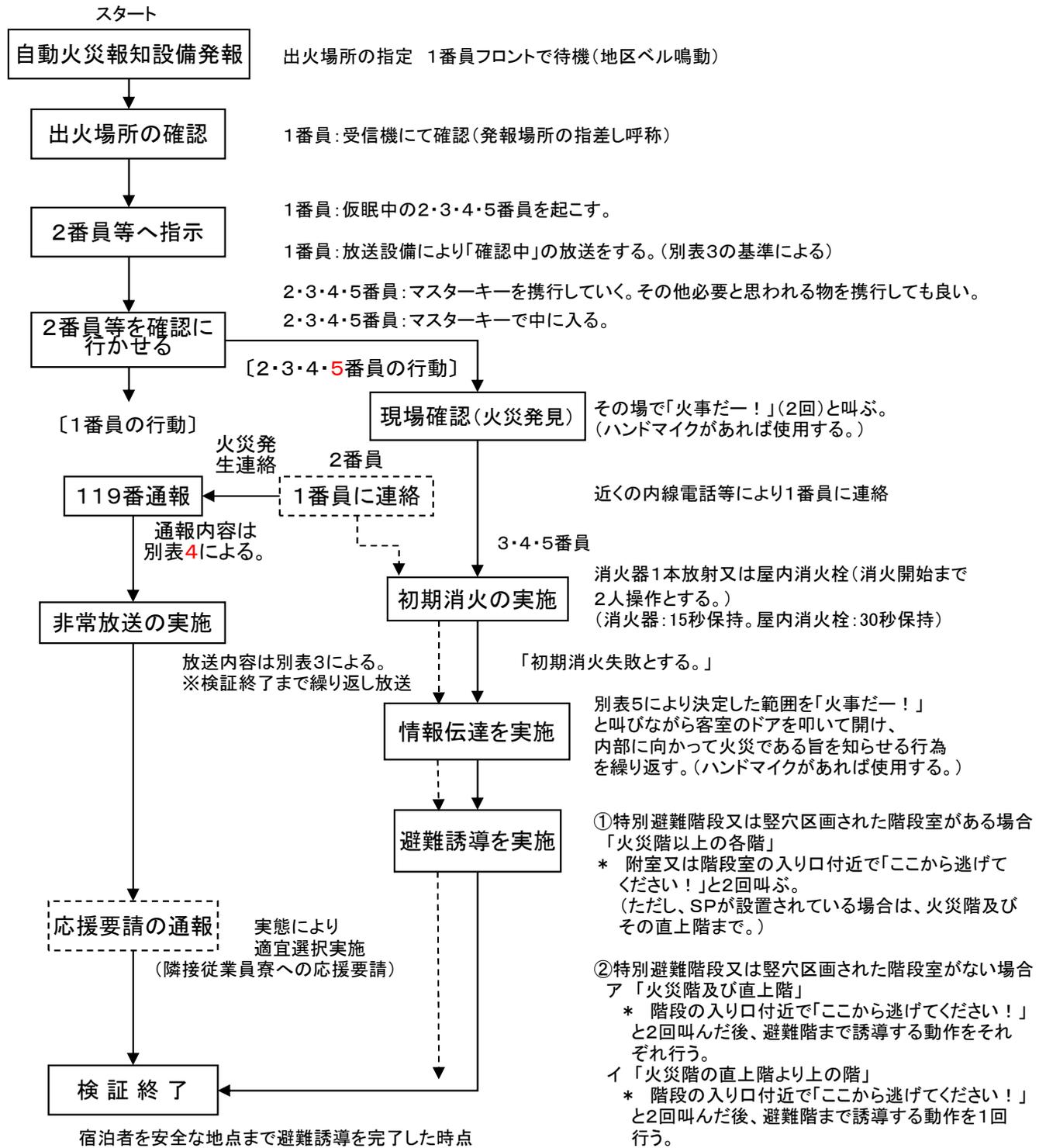
◆ 設定 夜間の勤務体制4名（1番員：フロントにて執務中。2・3・4番員：仮眠中）



- ※注
- ① 消火器による初期消火を選択した場合
2番員:1番員へ連絡後、直上階から順次上階の情報伝達及び避難誘導を行う。(伝達範囲に注意)
3番員:出火階の情報伝達及び避難誘導を行う。(その後2番員に協力する。)
4番員:初期消火後、3番員に協力して出火階の情報伝達及び避難誘導を行う。(その後2・3番員に協力する。)
 - ② 屋内消火栓による初期消火を選択した場合
2番員:1番員へ連絡後、出火階の情報伝達及び避難誘導を行う。(その後3・4番員に協力する。)
3・4番員:屋内消火栓を延長操作し、放水動作をとる。消火後(非放水、バルブを閉じた後)直上階から順次上階の情報伝達及び避難誘導を行う。(伝達範囲に注意)
 - ③ 共通:出火階の客室等が多い(15室以上)場合は、3人で協力して出火階の情報伝達及び避難誘導を行う。

対応行動基準

◆ 設定 夜間の勤務体制5名（1番員:フロントにて執務中。2・3・4・5番員:仮眠中）



※ 自衛消防隊員の初期消火等の行動概要

2番員:1番員へ連絡後、出火階の情報伝達及び避難誘導を実施する。

3番員:4番員と協力して屋内消火栓を操作し、消火後、出火階の直上階へ行き情報伝達及び避難誘導を実施する。

4番員:3番員

〃

5番員:消火器により消火後、2番員に協力して出火階の情報伝達及び避難誘導を実施する。

全 員:担当階の避難誘導終了後、順次直上階より上の階の情報伝達及び避難誘導を行う。(伝達範囲に注意)

※ 共 通:出火階の客室等が多い(15室以上)場合は、4人で協力して出火階の情報伝達及び避難誘導を行う。

非常放送の基準

1 自動火災報知設備の発報後における放送内容

「只今、〇〇階の火災感知器が作動しましたが、確認しておりますので、しばらくお待ちください。」（2回繰り返す）

※ ベル鳴動が、出火階及びその直上階方式の場合は、非常放送も該当する階について選択して行うことで良い。

2 火災確認後における放送内容

「只今、〇階〇〇号室（付近）から火災が発生しました。従業員の指示に従って至急避難してください。なお、エレベーターは使用できません。（繰り返します）」

※ 当該放送は、検証終了まで繰り返し放送する。ただし、自衛消防隊員が1名の場合は、3回繰り返すことで良い。

※ 英語の併用等、独自の放送文を作成している場合は、それによる。
（国観連の指定、（一社）日本ホテル協会に加盟しているものについては、極力英語放送を組み入れるよう指導する。）

※ 非常用構内通報機（火災である旨が一斉に伝達される電話機等）等が設置されている場合には、当該電話機等を用い、2の文例に準じて在館者に火災である旨を知らせる。

1 1 9 番 へ の 通 報 基 準

通報者 : 1 1 9 番する。

指令員 : 「1 1 9 番消防です。火事ですか、救急ですか。」

通報者 : 「(検証訓練、検証訓練) 火事です。」

指令員 : 「場所はどこですか。」

通報者 : 「〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号、〇〇ホテルです。」

指令員「何階建ですか、燃えているところは何階ですか。」

通報者 : 「〇階建で、〇階が燃えています。」

指令員「宿泊者数は何名ですか。」

「逃げ遅れた人はいませんか。」

通報者 : 「宿泊者〇名です。逃げ遅れは今のところわかりません。」

指令員「あなたの名前と電話番号を教えてください。」

通報者 : 「〇〇です。電話は〇〇〇の〇〇〇〇です。」

指令員「わかりました。」

別表 6

情報伝達及び避難誘導基準

1 各室伝達要領

- (1) 客室：伝達範囲内のすべての客室のドアを叩いて開け、内部に向かって「火事だー！」と叫ぶ。

この場合、原則として廊下に面した片側を連続して伝達し、その後反対側の客室を連続して行う。

(2) ドア等の閉鎖

- ア 出火室：火災確認後及び初期消火終了後、必ず閉めさせる。
- イ 出火室以外の客室等：火災伝達後、閉めさせること。
- ウ 常時閉鎖式防火戸：閉鎖されていること。
- エ 煙感連動式防火戸：閉鎖障害がないこと。
- オ 熱感連動式防火戸：火災階の防火戸はすべて手動で閉鎖する。また、火災階以外は閉鎖障害がないこと。
- カ 手動式の防火戸：堅穴区画を形成する火災階以上の階のすべての防火戸を手動で閉鎖すること。

2 避難誘導要領

- (1) 廊下に出てきた客・患者等を安全な地点まで避難誘導する。

ア 耐火建築物の場合

- ① 特別避難階段の附室
- ② 堅穴区画がなされている階段室
- ③ 屋上広場、安全な地上までの避難路を有するベランダ等

イ 耐火建築物以外の場合：安全な地上

(2) 検証の場合

ア 特別避難階段又は堅穴区画された階段室がある場合

火災階以上の各階において、これらのうち1の附室又は階段室の入り口付近で「ここから逃げてください！」と2回叫ぶこと。

ただし、スプリンクラー設備が設置されている場合は、出火階およびその直上階において上記行為を行えば足りるものとする。

イ 特別避難階段又は堅穴区画された階段室がない場合

- ① 火災階及びその直上階：階段の入り口付近で「ここから逃げてください！」と2回叫んだ後、避難階まで誘導する動作をそれぞれ行う。
- ② 火災階の直上階より上の階：階段の入り口付近で「ここから逃げてください！」と2回叫びながら避難階まで誘導する動作を1回行う。

ウ 各客室等から避難誘導場所が死角になる場合

適当な位置から誘導した後、上記ア又はイの行為を行う。

夜間の防火管理体制検証結果書

年 月 日

様

(検証実施者)

署予防課 係

消防 印

年 月 日夜間の防火管理体制による自衛消防隊訓練を検証した結果は、下記のとおりです。

記

検 証 の 設 定

被検証者	名	初期消火	<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備
火災想定階	階 号室	情報伝達範囲	階から 階まで

検 証 結 果

区 分	限界時間(A)	検証時間(B)	評 価	程 度
火災階	分	分 秒	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否 (A) (B)	<input type="checkbox"/> 軽度 <input type="checkbox"/> 中度 <input type="checkbox"/> 重度
非火災階	分	分 秒	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否 (A) (B)	

備考 1 検証に適合するためには、 $(A) \leq (B)$ でなければなりません。
 2 程度欄は、対応行動が限界時間を超過した時間の割合に応じて次のように区分されています。
 軽度: 超過した時間が、数秒から1分以内
 中度: " 1分を超え2分以内
 重度: " 2分を超えた場合

立会者 職・氏名 _____ 印

夜間の防火管理体制適合通知書

札消 第 号
年 月 日

様

札幌市 消防署長

消防 印

あなたの 所有 管理 する下記の防火対象物において、 年 月 日夜間の
防火管理体制による自衛消防訓練を検証した結果、訓練が限界時間以内に終
了し札幌市の防火対象物における防火管理体制指導要綱に定める基準に適
合しているので通知します。

記

自衛消防訓練の検証対象防火対象物

防火対象物所在地	
防火対象物名称	
検証対象物用途	

特
記
事
項

--	--

夜間の防火管理体制改善通知書

札消 第 号
年 月 日

様

札幌市 消防署長
消防 印

あなたの 所有 する { 所在;札幌市 区 } において
管理 する { 名称; }

て 年 月 日 夜間の防火管理体制(人)による自衛消防訓練を検証した結果、札幌市の防火対象物における夜間の防火管理体制指導要綱に定める基準に適合しないので、下記事項を参考に改善されるよう通知します。
なお、改善計画を 年 月 日までに 消防署長あて提出して下さい。

記

検 証 結 果	施設別	区分	限界時間	検 証 時 間	評 価
	旅 館 ・ ホ テ ル	火 災 階	分	分 秒	適合・不適合
非 火 災 階		分	分 秒	適合・不適合	
病 院 ・ 社 会 福 祉 施 設	出 荷 区 画	分	分 秒	適合・不適合	
	隣 接 区 画	分	分 秒	適合・不適合	
	上階隣接区画	分	分 秒	適合・不適合	

改善を要する事項	改 善 策
.....
.....
.....

注 適合するためには、自衛消防訓練が限界時間以内に完了しなければなりません。
備考 改善目標期日以降の適当な日に再度検証を実施します。

対応行動の改善に係る対策表

対応行動区分	問題のある対応行動の内容	訓練による対応		防火管理体制の変更				対応行動の変更						設備等の強化						建物構造等の強化																						
		訓練回数を増やす	階段の昇降訓練をする	設備・機器等の操作の習熟を図る	自衛消防隊員の連携強化を図る	体力のある人に変える	適材適所の役割分担を行う	応援体制を整備する（隣接従業員寮等）	指揮系統組織体制の整備を図る	夜間勤務者を増加する	初期消火に屋内栓を使う	伝達の方法を変える	確認時に消火器を携行する	駆けつける経路を変更する	仮眠待機場所の変更を行う	仮眠待機場所の分散を行う	消防機関へ通報する火災報知設備の設置	無線機・管内非常電話等の設置	非常放送設備の起動装置・マイクの全館設置	非常放送設備のスピーカーの全客室設置	防災設備のシステム化を図る	避難器具を3階以上の全客室設置	火災避難用保護器具の全客室設置	エレベータの改良	階段部分に誘導音響装置付誘導灯を設置する	スプリンクラー設備を設置する	寝具類に防災製品を使用する	内装の不燃化を図る	客室と廊下間の区画性能を高める	階段室を縦穴区画する	甲種防火戸により複数の水平区画化を図る	別棟区画する	安全な避難路を有するベランダを設置する	屋外階段を増設する	一部の室の使用用途の変更を行う	構造を変更する						
自火報確認	<input type="checkbox"/> ① 自火報の機能・表示等について知識がない。 <input type="checkbox"/> ② 受信機の位置が遠く確認に時間がかかる。 <input type="checkbox"/> ③ 仮眠待機要員への指示に時間がかかる。	○	○	○	○	○	△	○																																		
火災確認	<input type="checkbox"/> ④ 仮眠待機場所から出火場所まで時間がかかる。 <input type="checkbox"/> ⑤ 隊員の体力不足で確認に時間がかかる。 <input type="checkbox"/> ⑥ 火災確認後の1番員への連絡に時間がかかる。	○	○	△	○	○	○	△	○			○	○	○	○									○																		
消火	<input type="checkbox"/> ⑦ 操作の不慣れ。 <input type="checkbox"/> ⑧ 消火するまでに時間がかかる。 <input type="checkbox"/> ⑨ 連携が悪い、対応行動に混乱がみられる。	○	○	○	○	○	△	○	○		○													○	○	○																
通報等	<input type="checkbox"/> ⑩ 通報までに時間がかかる <input type="checkbox"/> ⑪ 非常放送設備の操作の不慣れ <input type="checkbox"/> ⑫ 非常放送設備等の機器の位置関係が悪い。 <input type="checkbox"/> ⑬ 放送・通報用語の不的確、不明瞭。	○	○	○	○	○	△	○	○							○	○	○	○	△	△			△																		
伝達	<input type="checkbox"/> ⑭ 客室伝達の範囲が多く時間がかかる。 <input type="checkbox"/> ⑮ 連携が悪い、対応行動に混乱がみられる。 <input type="checkbox"/> ⑯ 隊員の体力不足で対応に向かない。	○	○	○	△	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○					○	○			△	○	○																
誘導	<input type="checkbox"/> ⑰ 誘導範囲が多く時間がかかる。 <input type="checkbox"/> ⑱ 連携が悪い、対応行動に混乱がみられる。 <input type="checkbox"/> ⑲ 隊員の体力不足で対応に向かない。	○	○	○	△	○	○	○	○	△	△	○	○	○						△				△	○	○																
全般	<input type="checkbox"/> ⑳ 全体的に時間がかかる。	○	△	○	○	○	○	○	○	★	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★	△	△	○	★	★	★	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	★		

凡例 ○→大きな効果が期待できる。 △→かなり効果が期待できる。 △→多少の効果が期待できる。 ★→限界時間が延長できる。（数字は延長できる時間数（単位は分））

(旅館・ホテル用)

様式 3

資料 1-19

夜間の防火管理体制改善計画書

年 月 日

(あて先) 札幌市 消防署長

(届出者)

住所

氏名

このことについて、 年 月 日 (札幌 第 号) の通知にもとづいて、
下記のとおり改善計画をたてましたので、届け出します。

記

改善対策の内容			
改善目標期日	年	月	日
再検証希望日時	年	月	日 午前・午後 時から
※ 受付欄	※ 経過欄		

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

別表1(その1)

夜間の防火管理体制実態調査記録表

(作成年月日: 年 月 日)

名称	
所在地	区 (Tel -)
施設の種類	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設() ・ <input type="checkbox"/> 病院
直近の署・所	(施設より約 km)

建物概要	建築面積	m ²	入所者等	入所者数	人	
	延べ面積	m ²		職員数	人	
	階数	地上階・地下階		夜間勤務体制	職員 委託警備員 計	人 人
	構造	<input type="checkbox"/> 耐火・ <input type="checkbox"/> 準耐・ <input type="checkbox"/> その他				

消防用設備等・内装・区画等・の状況	消火器	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	屋内消火栓設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 1号消火栓(<input type="checkbox"/> 易操作性) ・ <input type="checkbox"/> 2号消火栓(<input type="checkbox"/> 広範囲型)
	スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	規則第13条区画 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
	自動火災報知設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	受信機設置階:主階/副階
	放送設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 非常用 ・ <input type="checkbox"/> 業務用
	火災通報装置	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 自火補報連動 ・ <input type="checkbox"/> 押しボタン
	バルコニー	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	各室内装制限	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	寝具類の防炎化	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 布団カバー・ <input type="checkbox"/> シーツ・ <input type="checkbox"/> その他()
	各室不燃区画	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	各室戸区画	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	エレベーター	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 非常用・ <input type="checkbox"/> 停電時最寄り階停止
	隣接従業員寮	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	施設より km(応援人員 名)

<出火場所及び限界時間>

特定出火室	階	室	出火区画の限界時間	分
隣接区画の限界時間	分	上階隣接区画の限界時間	分	分

<各区画内の入所者数>

出火区画	人(困難者)	人	隣接区画(1)	人(困難者)	人
隣接区画(2)	人(困難者)	人	上階隣接区画	人(困難者)	人

<★建築物の概要>

階数	主な用途	床面積 [㎡]	入所者数 ()内は 自力避難 困難者数 [人]	夜間の 当直者 数 [人]	※スプリンクラー	※バルコニー	※各室不燃化区画	※各室戸区画
階			()					
階			()					
階			()					
階			()					
階			()					
階			()					
階			()					
階			()					
階			()					
合計			()					

★ 建物概要は、複数棟ある場合、自力避難困難者が最も多い棟について記入する。

※ 各階毎に記入することとし、ある場合→○、ない場合→×、一部ある場合→△とする。

別表1(その2)

夜間の防火管理体制実態調査記録表

名称		所在地	区	
施設の種類	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設() ・ <input type="checkbox"/> 病院			
出火区画及び出火区画と同一の隣接区画平面図				(注)1 各室毎に入所者数を記入すること。(自力避難困難者は()に再掲すること。) (注)2 屋内消火栓設備が有る場合は、その位置を明示すること。
出火区画及び出火区画と同一の隣接区画平面図				出火区画の上階隣接区画平面図

班（組）	氏 名	年齢(歳)	性 別	勤 務 年 数
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月
			□男□女	年 月

※ 検証対象物の関係者から提出してもらってもよい。

限界時間の設定基準

限界時間は、火災の比較的早期に火炎が危険なレベルに達することが予想される出火区画及び隣接区画について、次により設定するものとする。

1 限界時間の設定要件

(1) 「スプリンクラー設備設置の場合」として扱う場合は、以下によることとする。

- ① 消防法令に基づきスプリンクラー設備が設置されている場合
- ② 消防法施行規則第 13 条第 1 項に定める区画（以下「13 条区画」という。）をすることにより、ヘッドの設置を除外している場合
- ③ 消防法施行規則第 13 条第 3 項に定める場所でヘッドの設置を除外している場合
- ④ 消防法施行令第 13 条の基準により、水噴霧消火設備等の自動火災報知設備が設置されている場合
- ⑤ 「既存防火対象物に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（昭和 50 年消防安第 77 号）の第 2、2～4 の基準（木造のものを除く。）により、スプリンクラー設備等の自動消火設備が設置されている場合
- ⑥ 「既存の病院に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（昭和 62 年消防予第 188 号）の 2(3) の基準によりスプリンクラー設備が設置されている場合
- ⑦ 「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（昭和 62 年消防予第 189 号）の 1(2)（木造のものを除く。）の基準によりスプリンクラー設備が設置されている場合
- ⑧ 「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」（昭和 63 年消防予第 136 号）によりパッケージ型自動消火設備が設置されている場合
- ⑨ 「精神病院の消防用設備等の設備について」（昭和 50 年消防安第 84 号）の 3 の基準によりスプリンクラー設備が設置されている場合

(2) 各室不燃区画

各室不燃区画とは、出火区画及び隣接区画の各室（トイレ、浴室等で出火危険の著しく少ない室を除く。）ごとに、仕上げを不燃材料又は準不燃材料でし

た壁及び天井（天井がない場合は屋根）並びに防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）又は不燃材料（ガラス網入のものに限る。）若しくは準不燃材料で造った戸により区画するものをいう。

(3) 各室戸区画

各室戸区画とは、出火区画及び隣接区画内の壁及び隣接区画の各室（トイレ、浴室等で出火危険の著しく少ない室を除く。）ごとに、仕上げを不燃材料又は準不燃材料とした壁及び天井（天井がない場合は屋根）並びに戸（襖、障子又はこれらに類するものを除く。）により区画するものをいう。

(4) 内装制限

内装制限がなされている場合とは、出火区画及び隣接区画内の壁及び天井が準不燃材料以上でなされている場合をいう。

(5) 有効なバルコニー等

有効なバルコニー等とは、避難方法、バルコニー等に面する就寝室の開口部、バルコニーの構造等の状況からみて、バルコニー等を利用しての避難が可能であるものをいう。

(6) 寝具類等の防火

寝具類等に防火製品が使用されている場合とは、使用している布団カバー、シーツに防火製品として認定されているものを使用している場合をいう。

2 出火区画の限界時間

(1) 限界時間の設定

出火場所の感知器の発報から、出火区画内が危険なレベルに達すると規定されるまでの時間で、別添2（その2）により設定すること。

なお、避難の際に出火区画の排煙設備を有効に作動させる場合、当該区画内にスプリンクラー設備が設置されている場合には2分、スプリンクラー設備が設置されない場合には1分限界時間を延長することができることとする。

(2) 出火区画の範囲

出火区画に面して設けられたバルコニー、ベランダ等の直接外気の流通する場所（以下「バルコニー等」という。）は、次により出火区画の範囲に含むこととする。

① 出火区画に面した部分のすべてが含まれる場合

ア 耐火建築物以外の建築物のバルコニー等の場合

イ 出火区画に、スプリンクラー設備が設置されておらず、かつ、各室不燃

化区画及び各室戸区画が形成されていない場合

② 出火室に隣接する部屋の開口部から 5m以内の部分が含まれる場合

出火区画に、スプリンクラー設備は設置されていないが、各室戸区画が形成されている場合

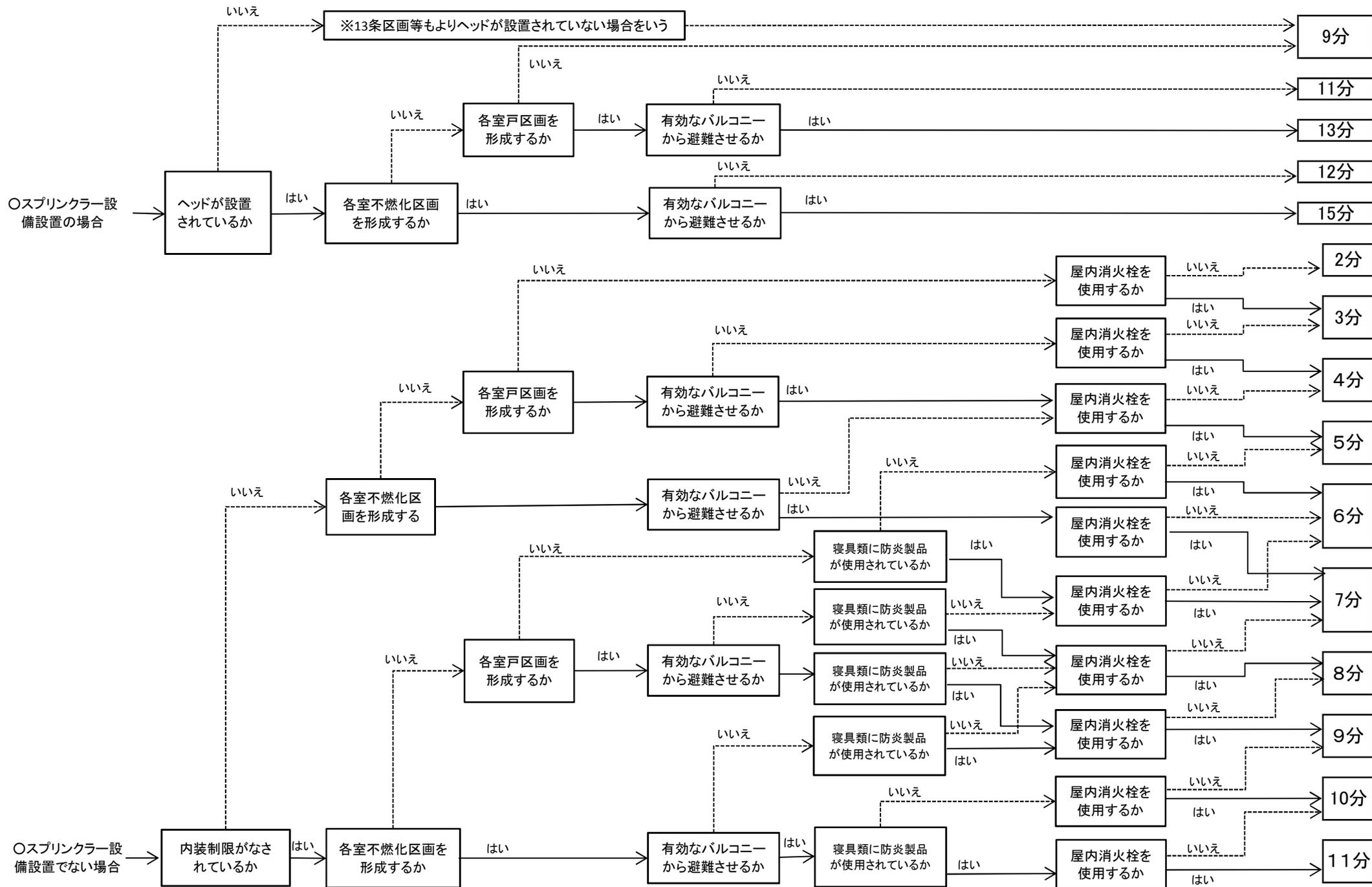
3 隣接区画の限界時間

出火場所の感知器の発報から、隣接区画が危険なレベルに達すると想定されるまで時間で、別添 2（その 3）及び（その 4）により設定すること。

なお、出火区画を構成する区画が、建築基準法施行令第 112 条による区画の場合は、隣接区画の限界時間を 1 分延長することができることとする。

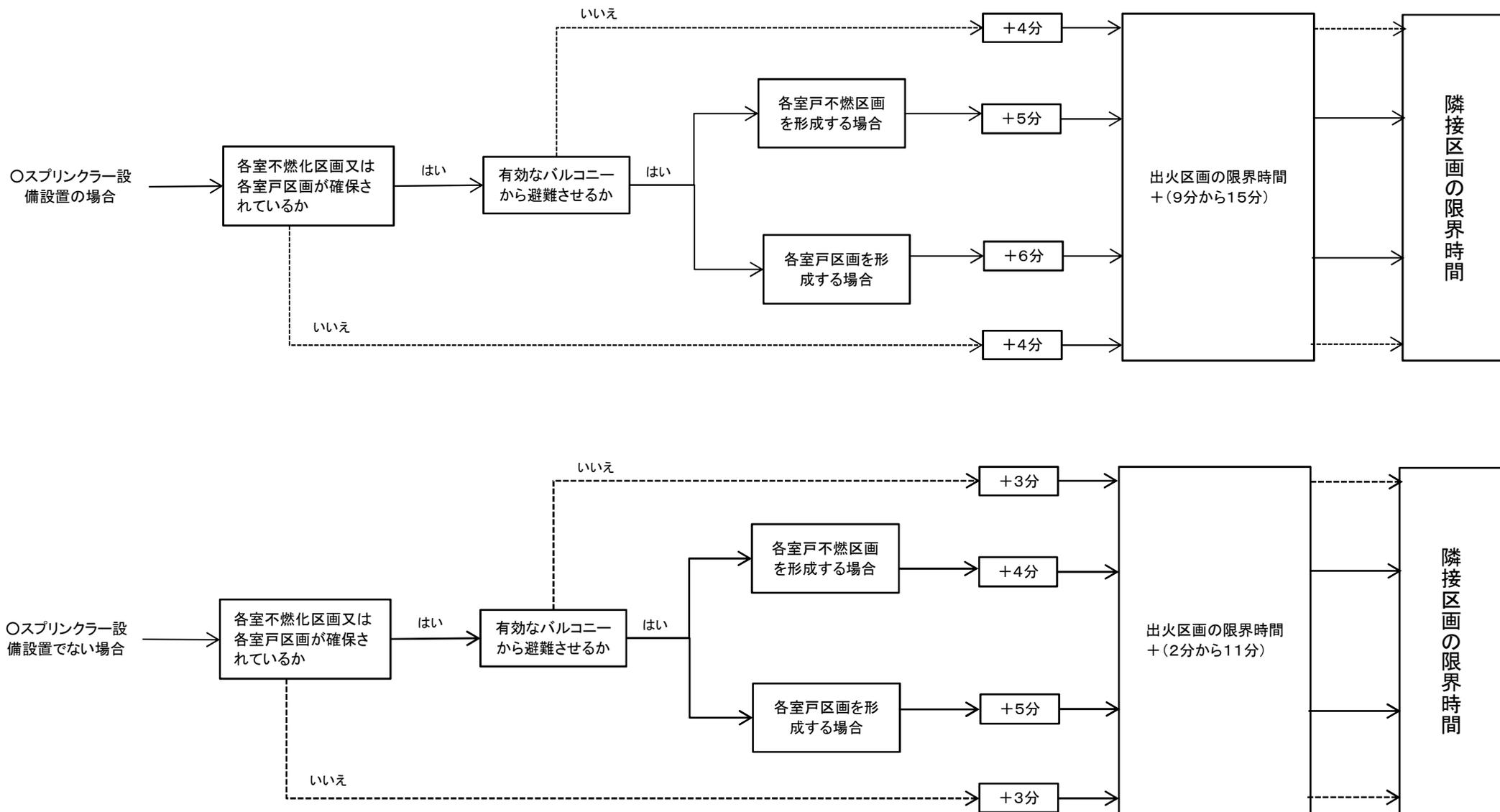
別添2(その2)

出火区画の限界時間設定基準

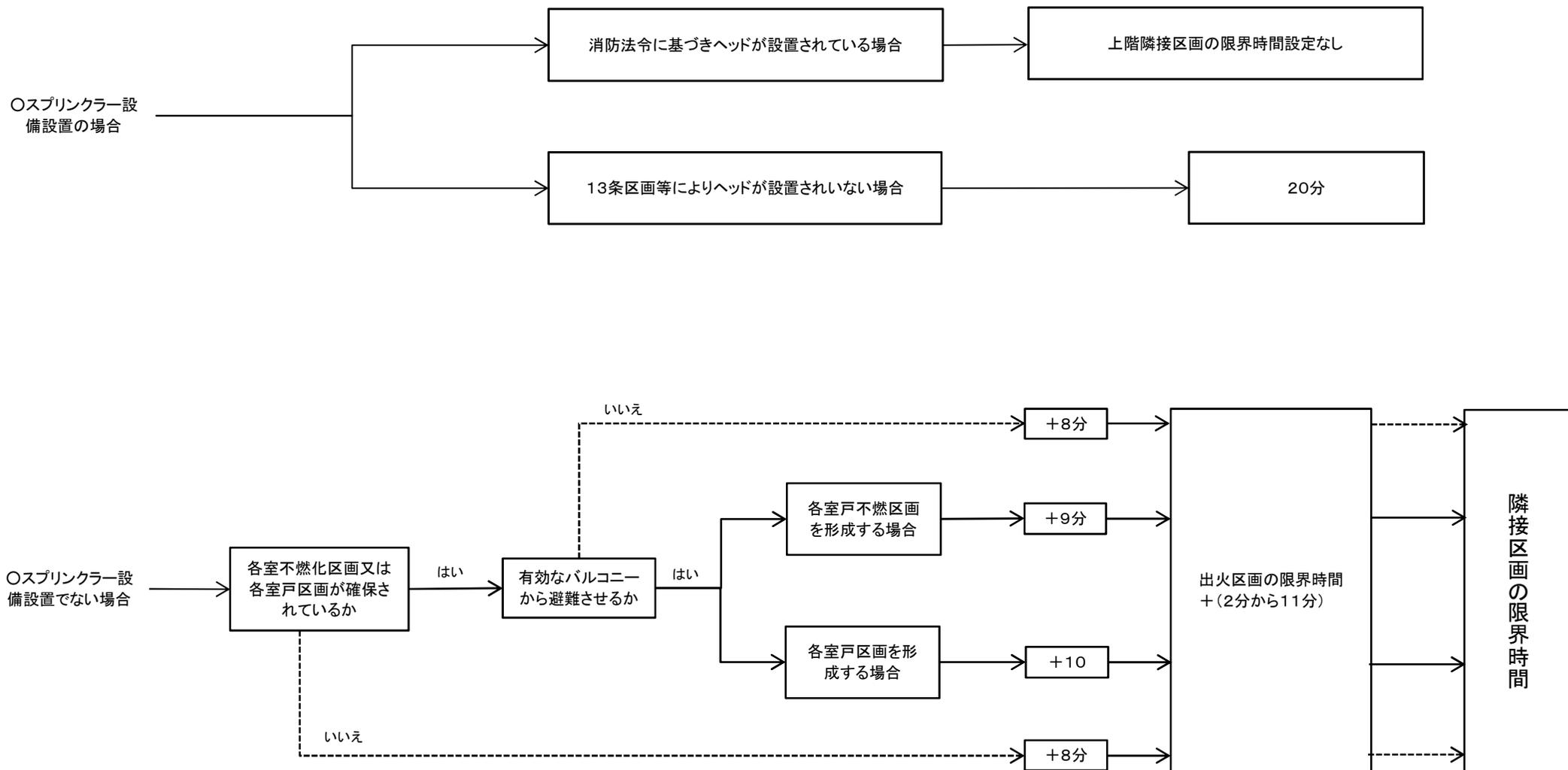


別添2(その3)

隣接区画の限界時間設定基準



上階隣接区画の限界時間設定基準



防火区画及び出火場所の設定基準

1 防火区画

(1) 出火区画

出火区画は、就寢室又は病室の所在している階の自力避難困難者の収容人数が最大で、かつ、上部に位置する防火区画（注）とする。

ただし、当該防火区画が最上階で、かつ、当該階にスプリンクラー設備が設置されていない場合は、当該防火区画に接する下階の防火区画を出火区画とする。

なお、各室ごとに防火区画（消防法施行規則第 13 条第 1 項に定める区画を含む。）しているものは、出火区画としないこと。

※ 防火区画とは・・・・・・・・

建築基準法施行令第 112 条に定める基準により設けられた区画のほか、耐火構造の床若しくは壁又は防火戸（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備であるものに限る。）により区画を形成するものをいい、当該部分に面したバルコニー等もこれに含むものとする。

なお、耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物については、建築基準法施行令第 113 条に定める基準により設けられた防火壁を防火区画とみなすことができるものとする。

(2) 隣接区画

① 出火区画と同一階の隣接区画

出火区画と防火戸を介して接続している防火区画とする。

② 出火区画の上部にある隣接区画

出火区画の上部に接している就寢室又は病室が所在する防火区画とする。

2 出火場所（出火室）

前記 1 (1) により設定した出火区画内に所在する就寢室、病室、リネン室等のうち、火災確認を行う者が待機している場所から最も遠い部屋とする。

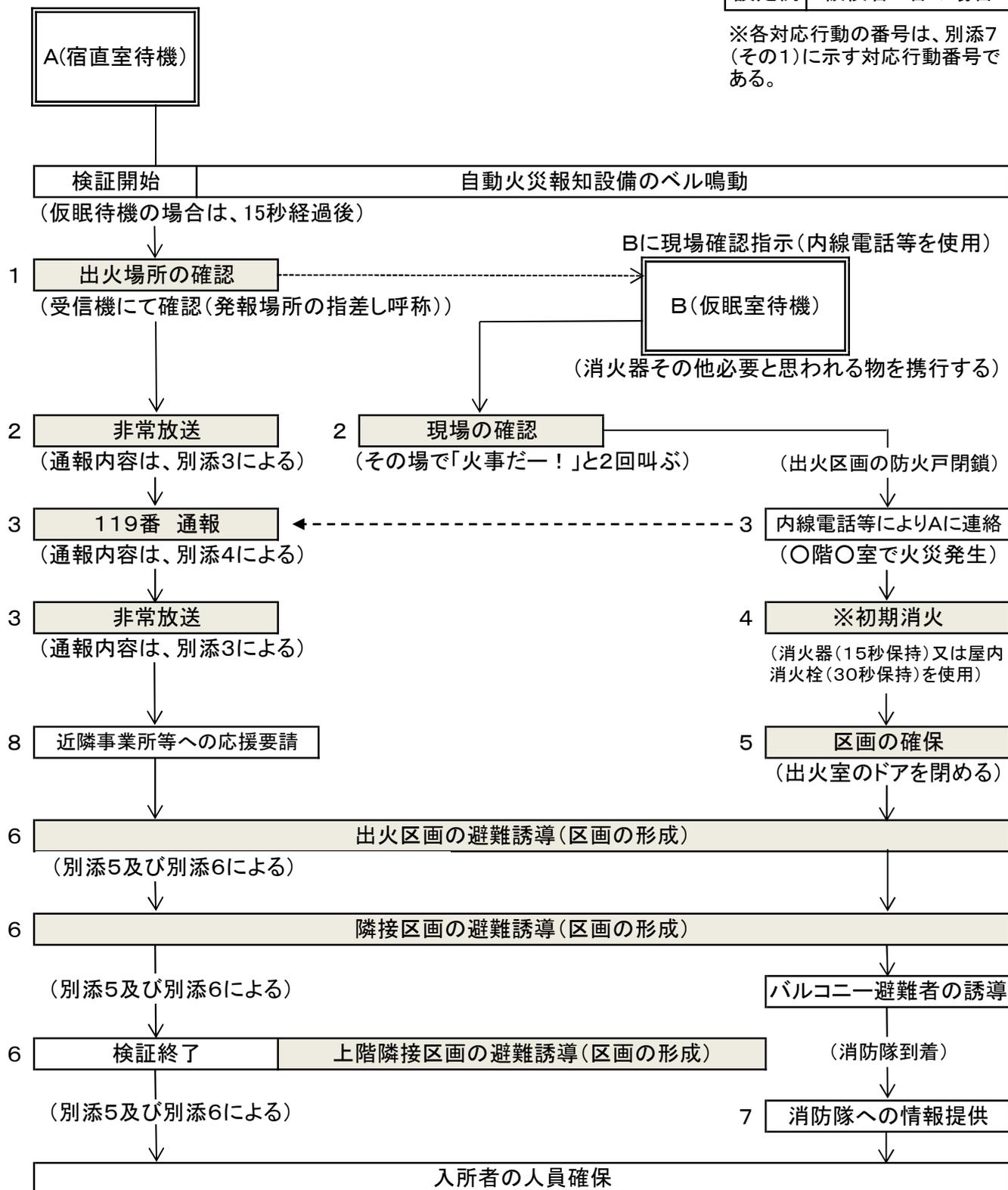
なお、実施時には、出火室内に火点標識（旗等の目印）を設置すること。

対応行動	対応行動の内容
1 出火場所の確認	(1) 受信機又は副受信機で火災表示等が点灯した場所を確認して、発報場所を確認する。 (発報場所の指差し確認をする。) (2) 警戒区域一覧図がある場合には、火災表示灯が点灯した場所と警戒区域図一覧を照合する。 (3) 隊員が仮眠状態で待機している場合は、発報後 15 秒を経過した後に行動を起こすこと。 (4) 隊員は、夜間正規に勤務する場所 (ナースステーション、寮母室等) で待機していること。
2 現場の確認	(1) 出火場所の確認した者は、自ら又は他の隊員に指示 (口頭、内線電話等) して、発報した感知器の設置されている出火室の中に入り、火災の有無を確認する動作を行う。 (2) 火災を確認した者は、その場で「火事だー！」と大声で2回以上叫ぶ。 (3) 放送設備により「確認中」の放送を行う。(別添3による) (4) 火災の確認を指示された隊員が仮眠状態で待機することとしている場合は、受命後 15 秒を経過した後に行動を起こすこと。 (5) 隊員の移動の際のエレベーターの使用については、次によること。 ① 非常用エレベーターは、出火区画の階まで使用できること。 ② 常用エレベーターは、停電時最寄階停止装置付きものに限り使用できること。 この場合、出火区画の直下階まではエレベーターを使用できるが、それより上の階については火災の影響を受けていない階を使用しなければならない。
3 消防機関への通報 (消防機関へ通報する火災報知設備と連動している場合を除く)	(1) 現場を確認した者は、自ら又は防災センター等で待機している隊員に指示 (口頭、内線電話等) し、119番通報する。(別添4による) (2) 放送設備により火災が発生した旨の放送を行う。(別添3による) (3) 消防機関へ通報する火災報知設備が設置されている場合には、起動ボタンを押す動作を行うこと。 この場合、起動ボタンを押す時点については、火災の確認後とすること。
4 初期消火	(1) 現場を確認した者は、自ら又は他の隊員と協力して出火室の初期消火 (模擬) を実施する。 (検証においては初期消火失敗とする。) (2) 初期消火には、消火器又は屋内消火栓のどちらかを使用しても良いものとする。 なお、消火器を使用する場合は、正規の操作動作をとり 15 秒間保持し、屋内消火栓を使用する場合は、2名の協力により正規の操作動作をとり 30 秒間保持すること。(2号消火栓の場合は、1人操作で良い。)
5 区画の形成	別添5による
6 情報伝達及び避難誘導	別添6による
7 消防隊への情報伝達 (検証実施後の指導事項)	現場に到着した消防隊員に対し、概ね次の内容を情報提供する。 (1) 出火場所 : 「〇階の〇〇室です。」 (2) 入所者等の状況 : 「〇〇階に自力避難困難者〇名、自力避難可能者が〇名います。」 (3) 避難の状況 : 「〇〇階の入所者は、〇〇に一時避難しています。」 ※ 入所者等の名簿があれば持参すること。
8 近隣事業所等の応援 (検証実施後の指導事項)	(1) 近隣の事業所等による協力体制が確立している場合は、電話等により連絡する。 (2) 近隣の事業所等の応援者は、避難してきた入所者等に対し、救護所への搬送・誘導を行うとともに応急救護処置等を行う。

対応行動基準

設定例 被検者2名の場合

※各対応行動の番号は、別添7(その1)に示す対応行動番号である。



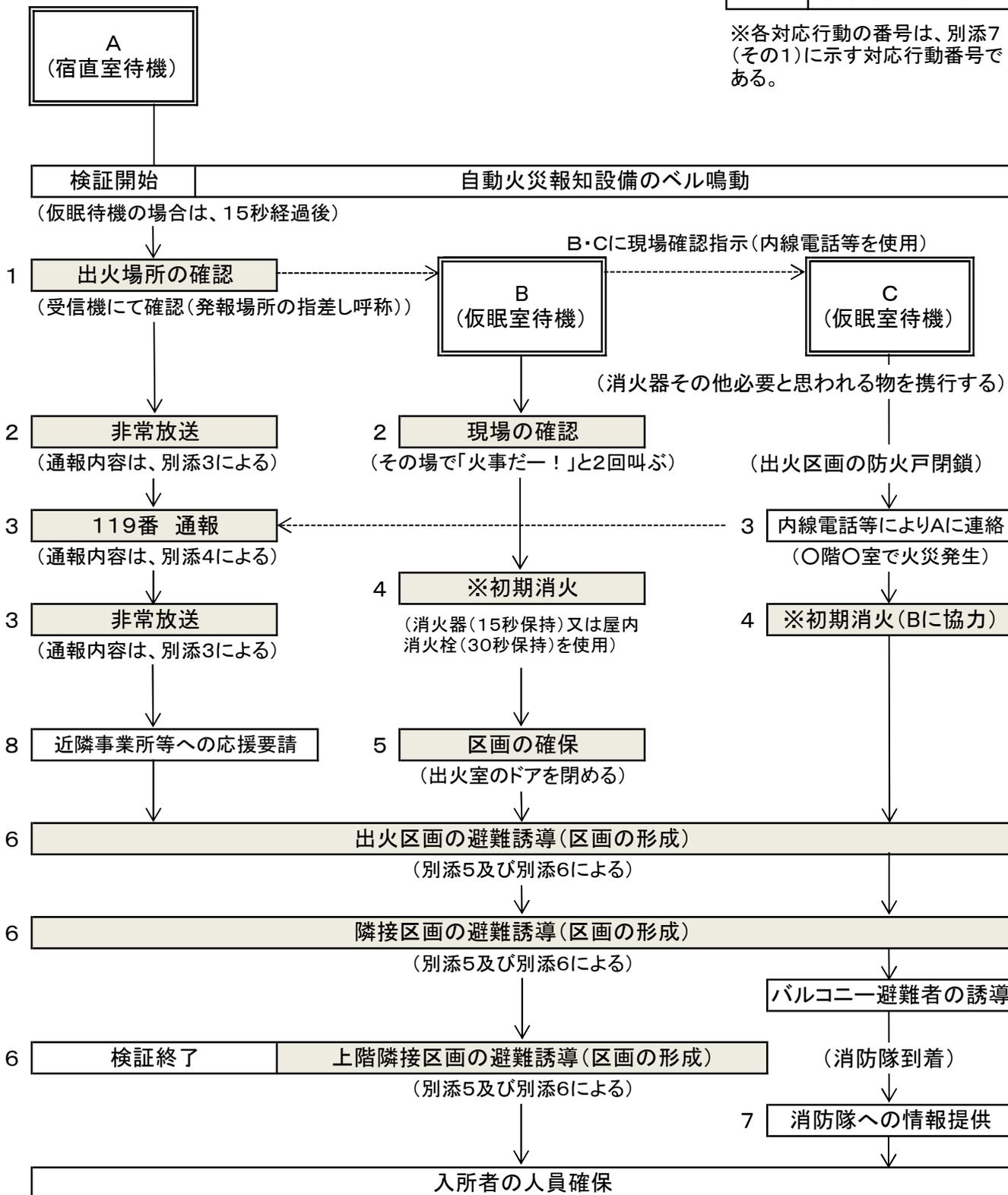
※ 初期消火に消火栓を使用する場合は、2号消火栓とする。

☆ 当該設定例については、①出火区画、②同一階の隣接区画、③上階の隣接区画の順に避難誘導する場合の行動基準である。

対応行動基準

設定例 被検者3名の場合

※各対応行動の番号は、別添7(その1)に示す対応行動番号である。



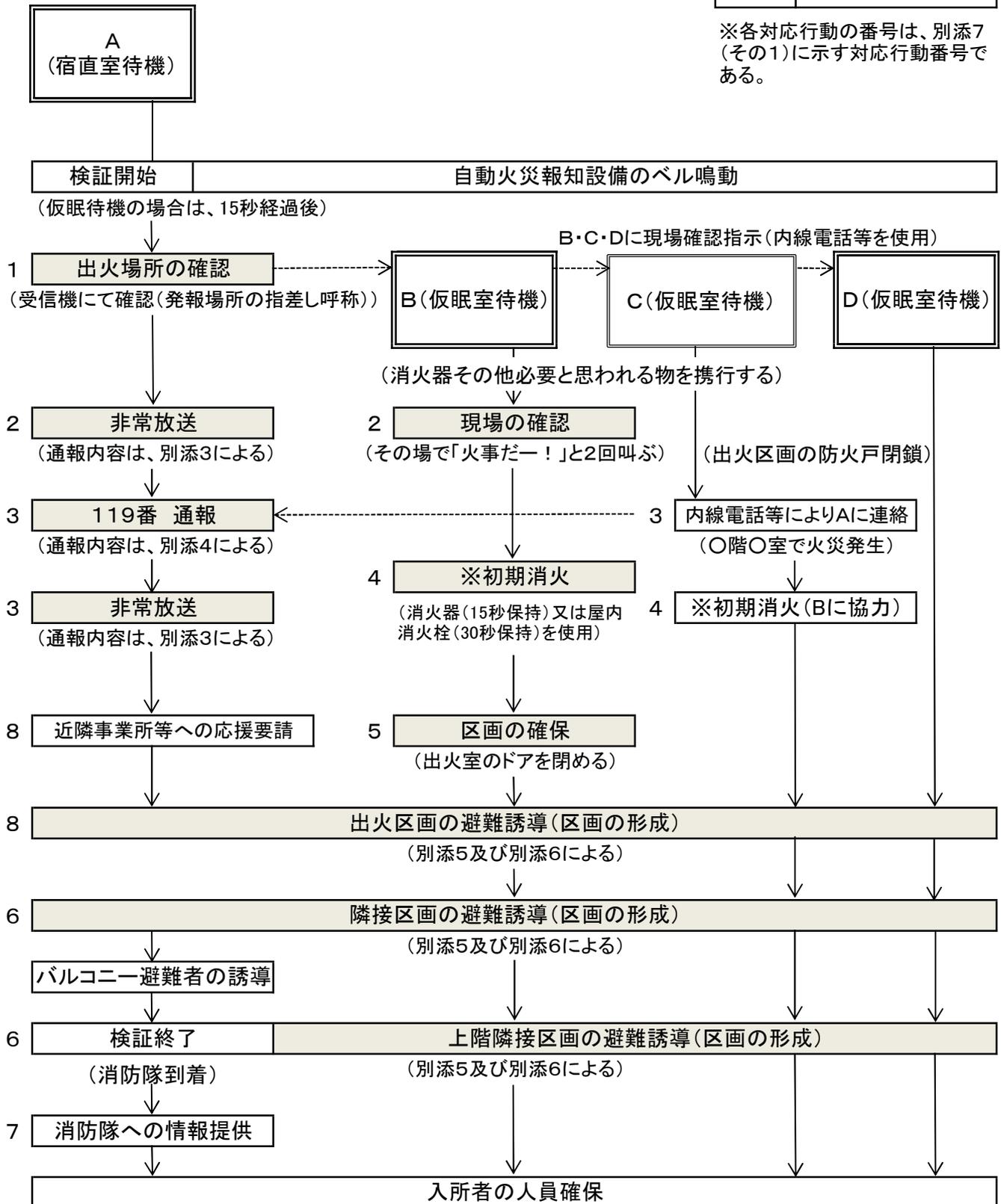
※ 初期消火に消火器又は2号消火栓を使用する場合は、直ちに火災区画の避難誘導にあたる。

☆ 当該設定例については、①出火区画、②同一階の隣接区画階、③上階の隣接区画の順に避難誘導する場合の行動基準である。

対応行動基準

設定例 被検者4名の場合

※各対応行動の番号は、別添7(その1)に示す対応行動番号である。



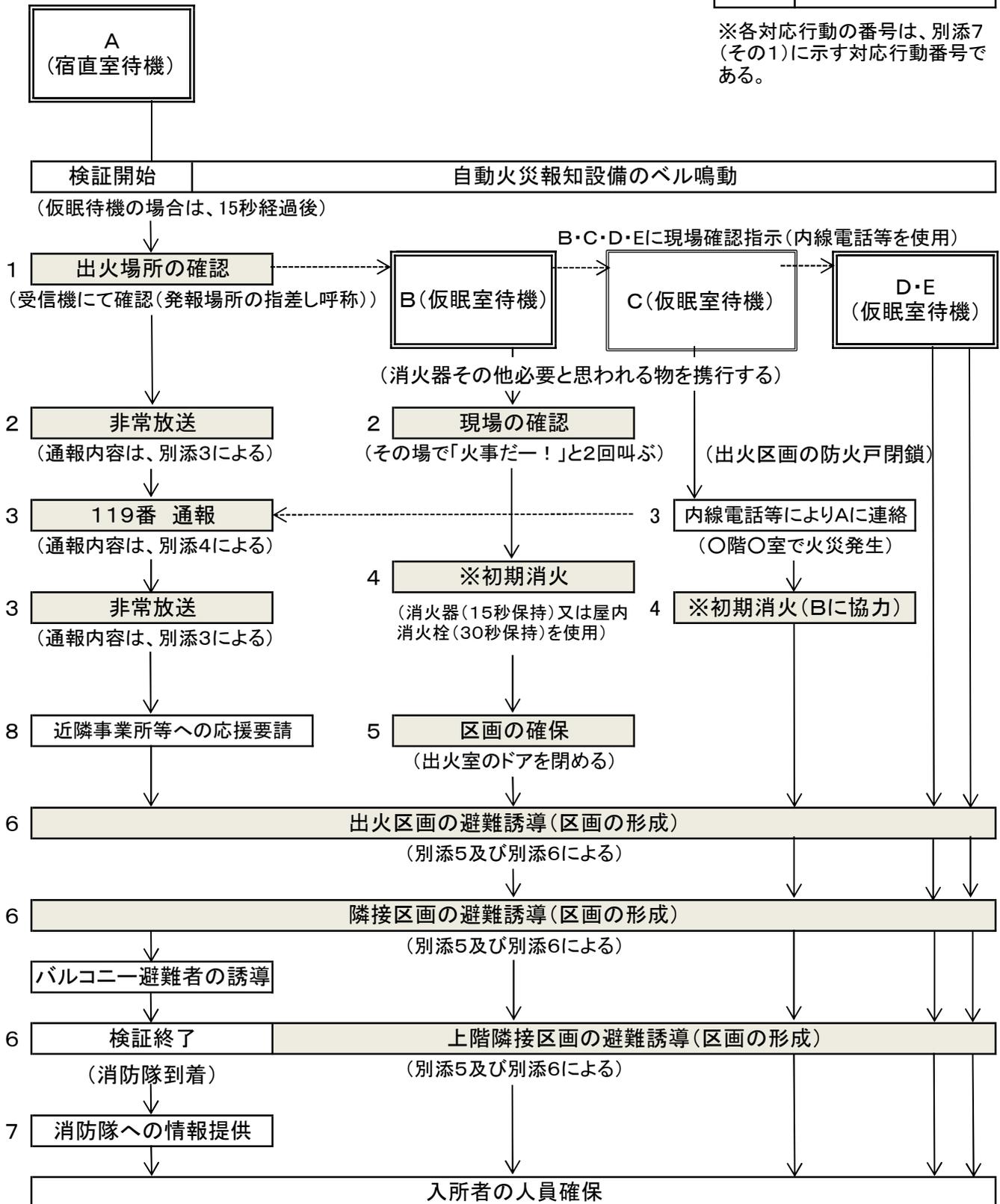
※ 初期消火に消火器又は2号消火栓を使用する場合は、直ちに火災区画の避難誘導に当たる。

☆ 当該設定例については、①出火区画、②同一階の隣接区画、③上階の隣接区画の順に避難誘導する場合の行動基準である。

対応行動基準

設定例	被検者5名の場合
-----	----------

※各対応行動の番号は、別添7(その1)に示す対応行動番号である。



※ 初期消火に消火器又は2号消火栓を使用する場合は、直ちに火災区画の避難誘導に当たる。

☆ 当該設定例については、①出火区画、②同一階の隣接区画階、③上階の隣接区画の順に避難誘導する場合の行動基準である。

非常放送の基準

非常放送の基準は、次のとおりとする。

1 自動火災報知設備の発報後における「確認中」の放送

「只今、〇〇階で火災報知器が作動しましたが、確認中ですので職員の指示があるまでお待ちください。(繰り返します。)」

(注)

- (1) 当該放送は、2回繰り返し放送する。
- (2) 非常放送設備が設けられていない場合は、業務用放送設備を使用することで良い。(火災の確認後における放送についても同様)
- (3) 自動火災報知設備のベル鳴動が出火階及び直上階方式の場合は、非常放送についても該当する階について選択して行うことで良い。

2 火災の確認後における放送

「只今、〇〇階〇〇室で火災が発生しました。入所者(患者)の方は、職員の指示に従い、至急〇〇階へ避難して下さい。なお避難の際は、各室の出入口の戸を閉めてください。(繰り返します。)」

(注)

- (1) 当該放送は、3回繰り返し放送する。
- (2) 独自の放送文例を作成している場合で、上記の放送内容が含まれているものは、それを活用することで良い。

別添4

119番への通報基準

119番への通報は、通報内容の細部にはこだわらず、概ね次の内容が通報されていけば良いこととする。

- 通報者：-----119番する----
- ☆ 指令室：「119番です。火事ですか、救急ですか。」
- 通報者「(訓練、訓練)火事です。」
- ☆ 指令室「場所はどこですか。」
- 通報者：「〇〇区〇〇条〇〇丁目〇番〇号、〇〇老人ホーム(病院)です。」
- ☆ 指令室：「何階建てで、燃えているところは何階ですか。」
- 通報者：「〇〇階建てで、〇〇階が燃えています。」
- ☆ 指令室：「入所者(入院患者)は何名ですが、逃げ遅れた人はいませんか。」
- 通報者：「入所者(入院患者)は〇〇名です、逃げ遅れた人は今のところわかりません。」
- ☆ 指令室：「あなたの名前と通報電話番号を教えてください。」
- 通報者：「〇〇〇〇です。電話は〇〇〇の〇〇〇〇です。」
- ☆ 指令室：「わかりました。」

区画の形成基準

室及び区画の防火戸は、訓練の進行状況に応じて、次により順次閉鎖するものとする。

- 1 出火室の戸は、出火室の避難及び初期消火行動終了後直ちに閉鎖すること。
- 2 出火区画内では、出火区画内の各室の戸をできるだけ早い時期に閉鎖すること。
- 3 出火区画及び隣接区画を形成する防火戸は、自動閉鎖式の防火戸であっても、早い時期に確実に閉鎖させるため、避難完了時に手動で閉鎖すること。
- 4 隣接区画において、就寢室からバルコニー等に避難させる場合にあっては、各就寢室の戸を閉鎖すること。
- 5 出火区画及び隣接区画において、出火区画及び隣接区画を形成する防火戸以外の防火戸で自動閉鎖式の防火戸については、閉鎖障害がないことを予め確認すれば足りることとし、その他の防火戸については手動で閉鎖すること。

情報伝達及び避難誘導の基準

情報伝達及び避難誘導は、次により実施するものとする。

- 1 情報伝達及び避難誘導は、原則として出火区画に近い区画から順に行う。
(①出火区画、②隣接区画、③その他の区画の順に行う。)
- 2 情報伝達要領
 - (1) 自力避難可能者の場合
自力避難可能者の収容されている病室又は就寢室の戸を開け、内部に向かって「火事です！職員が誘導しますから、こちらから避難してください。」と叫ぶ。
 - (2) 自力避難困難者の場合
自力避難困難者の収容されている病室又は就寢室の戸を開け、内部に向かって「火事です！職員が避難させますから、落ち着いてください。」と叫ぶ。
- 3 避難誘導要領
 - (1) 自力避難可能者の場合
出火区画及び隣接区画以外の区画へ避難誘導する。
避難誘導する場合は、各区画の出口付近で「ここから逃げてください。」と叫ぶこととし、その他避難路の形状により死角等となる場合には、適当な位置で当該行為を行う。
 - (2) 自力避難困難者の場合
職員が、①抱きかかえ、②車椅子、③車付ベッド、④担架等の入所者等の実態に応じた方法で、出火区画及び隣接区画以外の場所へ避難誘導する。
出火区画から避難させた入所者等を一旦隣接区画に避難させ、その後、隣接区画の入所者等と同時に他の区画に避難させる水平避難の方法も良い。
- 4 その他
上記1から3までの対応行動が終了した後、施設の状況に応じ、入所等を地上又は屋上（耐火建築物に限る。）等の安全な場所へ避難させることが望ましい。

推定所要時間計算用紙

施設名 ()

自力避難困難者がいる場合の火災発生から避難が完了するまでの時間は、自力避難可能者の避難完了時間 (b) と自力避難困難者の避難完了時間 (推定) (R) のいずれか大きい方とする。

1 訓練実施結果 (単位: 秒)

		出火区画	同一階の隣接区画(1)	同一階の隣接区画(2)	上階の隣接区画
自力避難可能者	避難開始時間(a)				
	避難開始時間(b)				
自力避難困難者	避難開始時間(c)				
	避難開始時間(d)				

2 自力避難困難者の推定所要時間 (R) の算出

(1) 自力避難困難者が避難完了までに要する時間 (推定所要時間: R) を算出する。

$E = (d) - (c)$	$E_1 =$	$E_2 =$	$E_2 =$	$E_3 =$
C: 自力避難困難者の割合 (実在数/参加者数)	$C_1 =$	$C_2 =$	$C_2 =$	$C_3 =$
D: (下記(2)による)	$D_1 =$	D	$D_2 =$	$D_3 =$
$R = E \times C + D$	$R_1 =$	$R_2 =$	$R_2 =$	$R_3 =$

(2) 訓練の開始から自力避難困難者の避難開始まで推定時間 (D) の算出

ア 1 の測定値 (c) を D_0 とする。

$D_0 = (c)$	$D_{01} =$	$D_{02} =$	$D_{02} =$	$D_{03} =$
-------------	------------	------------	------------	------------

イ ①から③のうち、検証時の避難順序のものについて次により計算し、得たDの値を2(1)に代入する。

① 自力避難困難者を各区画一斉に避難させる場合

$D = D_0$	$D_1 = D_{01} =$	$D_2 = D_{02} =$	$D_2 = D_{02} =$	$D_3 = D_{03} =$
-----------	------------------	------------------	------------------	------------------

② 自力避難困難者を階ごとに順次避難させる場合

D =	$D_1 = D_{01} =$	$D_2 = D_{01} + E_1 \times C_1 =$		$D_3 = D_{03} =$
-----	------------------	-----------------------------------	--	------------------

③ 自力避難困難者を出火区画から順次避難させる場合

D =	$D_1 = D_{01} =$	$D_2 = D_{01} + E_1 \times C_1 =$		$D_3 = D_2 + E_2 \times C_2$
-----	------------------	-----------------------------------	--	------------------------------

(注) 1 1、2、3は、それぞれ出火区画、同一階の隣接区画、上階の隣接区画を示す。

2 同一階の隣接区画が2以上存在する場合は、それぞれ R_2 を算出し、最も大きい値を最終的な R_2 とする。

<p>夜間の防火管理体制検証結果書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">(検証実施者)</p> <p style="text-align: center;">署予防課</p> <p style="text-align: center;">消防 印</p> <p>平成 年 月 日夜間の防火管理体制による自衛消防訓練を検証した結果は、下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
検 証 の 設 定			
被検証者	名	検証参加人員	名
想定出火室	階 室	初期消火	<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓
検 証 結 果			
区 分	限界時間(A)	検証時間(B)	評 価
出火区画	分	分 秒	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否 (A) (B)
隣接区画	分	分 秒	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否 (A) (B)
上階隣接区画	分	分 秒	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否 (A) (B)
備 考			

立会者 職・氏名 _____ 印

夜間の防火管理体制適合通知書

札消 第 号
年 月 日

様

札幌市 消防署長

消防

印

あなたの 所有 管理 する下記の防火対象物において、 年 月 日夜間の

防火管理体制による自衛消防訓練を検証した結果、訓練が限界時間以内に終了し札幌市の防火対象物における防火管理体制指導要綱に定める基準に適合しているので通知します。

記

自衛消防訓練の検証対象防火対象物

防火対象物所在地	
防火対象物名称	
検証対象物用途	
特 記 事 項	

夜間の防火管理体制改善通知書

札消 第 号
年 月 日

様

札幌市 消防署長
消防 印

あなたの 所有 する { 所在;札幌市 区 } において
管理 する { 名称; }

て 令和 年 月 日 夜間の防火管理体制(人)による自衛消防訓練を検証した結果、札幌市の防火対象物における夜間の防火管理体制指導要綱に定める基準に適合しないので、下記事項を参考に改善されるよう通知します。

なお、改善計画を 年 月 日までにあて提出して下さい。

記

検証結果	施設別	区分	限界時間	検証時間	評価
	旅館 ・ ホテル	火災階	分	分	秒
非火災階		分	分	秒	適合・不適合
病院 ・ 社会福祉施設	出火区画	分	分	秒	適合・不適合
	隣接区画	分	分	秒	適合・不適合
	上階隣接区画	分	分	秒	適合・不適合

改善を要する事項	改善策
.....
.....
.....

注 適合するためには、自衛消防訓練が限界時間以内に完了しなければなりません。
備考 改善目標期日以降の適当な日に再度検証を実施します。

対応行動の改善に係る対策表

対応行動区分	問題のある対応行動の内容 (注) 該当する行動内容の口を チェックすること。	行動の迅速化			防火管理体制の変更										設備等の強化										建物等の強化																									
		訓練等により隊員の行動の迅速化を図る	隊員間の連携を図る	消火器・放送設備等の操作・取扱いの習熟を図る	自力避難困難者の搬送方法・技術の習熟を図る	初期消火作業で屋内消火栓を用いる	隊員の資質を考慮し役割分担の最適化を図る	自力避難困難者や受信機に近接した所に隊員待機場所を設定する	出火区画と隣接区画の隊員配分を適正にする	指揮系統等組織体制を整備する	自力避難困難者を同一区画内に集中させないようにする	自力避難困難者を避難の容易な場所に移す	職員宿舎・近隣との応援体制の整備、宿直人員の適正化を図る	消防機関へ通報する火災報知設備を設置する。	自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備を連動させる	無線機・館内非常電話等の設置	応援要請装置を設置する	非常放送及び119番通報をすべての階から出来るようにする	非常放送設備のスピーカー、一斉電話等を各室内に設置する	避難器具を設置する	副受信機を仮眠場所に設置する	階段部分に誘導音響装置付誘導灯を設置する	スプリンクラー設備を設置する	2号消火栓を設置する	自力避難困難者搬送器具の導入や改良を行う	排煙設備を適切に稼働させる	エレベーターを改良する	寝具類に防災製品を使用する	内装の不燃化を図る	階段室を縦穴区画する	各階を耐火構造の壁・防火戸の区画により細分化する	区画形成の防火戸を煙感知器連動とする	戸区画・不燃区画を形成するよう出入口、開口部を変更する	戸区画・不燃区画のドアを自動閉鎖式にする	一時避難場所や避難経路のスペースを広げる	安全な避難路を有するバルコニーを設置する	屋外階段を増設する	搬送・歩行の障害となる段差をなくす	既存ドア等のカギの開錠が容易に出来るようにする											
自火報確認	<input type="checkbox"/> 受信機の位置が遠く確認が遅い <input type="checkbox"/> 他要員への指示に時間がかかる	○	△			◎	◎	△			◎								◎	◎																														
火災確認	<input type="checkbox"/> 出火場所まで行くのに時間がかかる <input type="checkbox"/> 確認後の連絡に時間がかかる <input type="checkbox"/> 宿直員の体力不足	○	△			◎		△			◎			◎		◎			◎							◎																								
消火	<input type="checkbox"/> 操作の不慣れ <input type="checkbox"/> 消火するまでに時間がかかる <input type="checkbox"/> 連携が悪い	○	◎	◎		◎	○	△			◎		◎		◎				◎	◎	◎																													
通報等	<input type="checkbox"/> 通報に時間がかかる <input type="checkbox"/> 放送・通報用語が不的確・不明瞭	○	◎	○		◎		△			◎	◎	◎		◎		◎																																	
区画の形成	<input type="checkbox"/> 区画の形成までに時間がかかる <input type="checkbox"/> 連携が悪い	○				◎	◎	△			◎															◎	◎	◎	◎	◎																				
伝達	<input type="checkbox"/> 戸区画・不燃区画の範囲が大きい <input type="checkbox"/> 連携が悪く対応行動に混乱がある <input type="checkbox"/> 隊員の体力不足で対応に向かない	○	◎			◎	◎	◎			◎			○												△		◎																						
誘導	<input type="checkbox"/> 誘導範囲が大きく時間がかかる <input type="checkbox"/> 連携が悪く対応行動に混乱がある <input type="checkbox"/> 隊員の体力不足で対応に向かない	○	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎				○					△						△			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
全般	<input type="checkbox"/> 全体的に時間がかかる	◎	○	◎	☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	○	◎	△	◎	△	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

凡例 ◎→大きな効果が期待できる ○→かなり効果が期待できる △→多少の効果が期待できる ☆→限界時間が延長できる

夜間の防火管理体制改善計画書

年 月 日

(あて先) 札幌市 消防署長

(届出者)

住所

氏名

このことについて、 年 月 日 (札幌 第 号) の通知にもとづいて、
下記のとおり改善計画をたてましたので、届け出します。

記

改善対策の内容	
改善目標期日	年 月 日
再検証希望日時	年 月 日 午前・午後 時から
※ 受付欄	※ 経過欄

備考 ※印の欄は、記入しないこと

防火管理体制実態調査記録表

課 所・係

(年 月 日作成)

名 称	
所 在 地	区 (Tel -)

建物概要	建築面積	m ²	在館者等	在館者数	※(消防法施行規則第1条に基づき算出した人数とする。) 人
	延べ面積	m ²			
	階 数	地上 階・地下 階		従業員数	人
	構 造	<input type="checkbox"/> 耐火・ <input type="checkbox"/> 準耐・ <input type="checkbox"/> その他			

消防用設備等・内装・防災設備の状況	消 火 器	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	屋 内 消 火 栓 設 備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 1号消火栓(□易操作性)・ <input type="checkbox"/> 2号消火栓(□広範囲型)
	スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 一部設置	(規則第13条区画: <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) 一部設置部分[部分] " [部分] " [部分] " [部分]
	補助散水栓	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	自動火災報知設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(受信機設置階:主 階/副 階)
	放 送 設 備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	非 常 通 報 装 置	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(<input type="checkbox"/> 自火報連動・ <input type="checkbox"/> 押しボタン)
	内 装 制 限	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	エ レ ベ ー タ ー	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(<input type="checkbox"/> 非常用・ <input type="checkbox"/> 最寄り階停止装置付)
	排 煙 設 備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	空 調 設 備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
防 災 セ ン タ ー	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	(設置階: 階)	

別表1(その3)

資料3-2

防火管理体制実態調査記録表

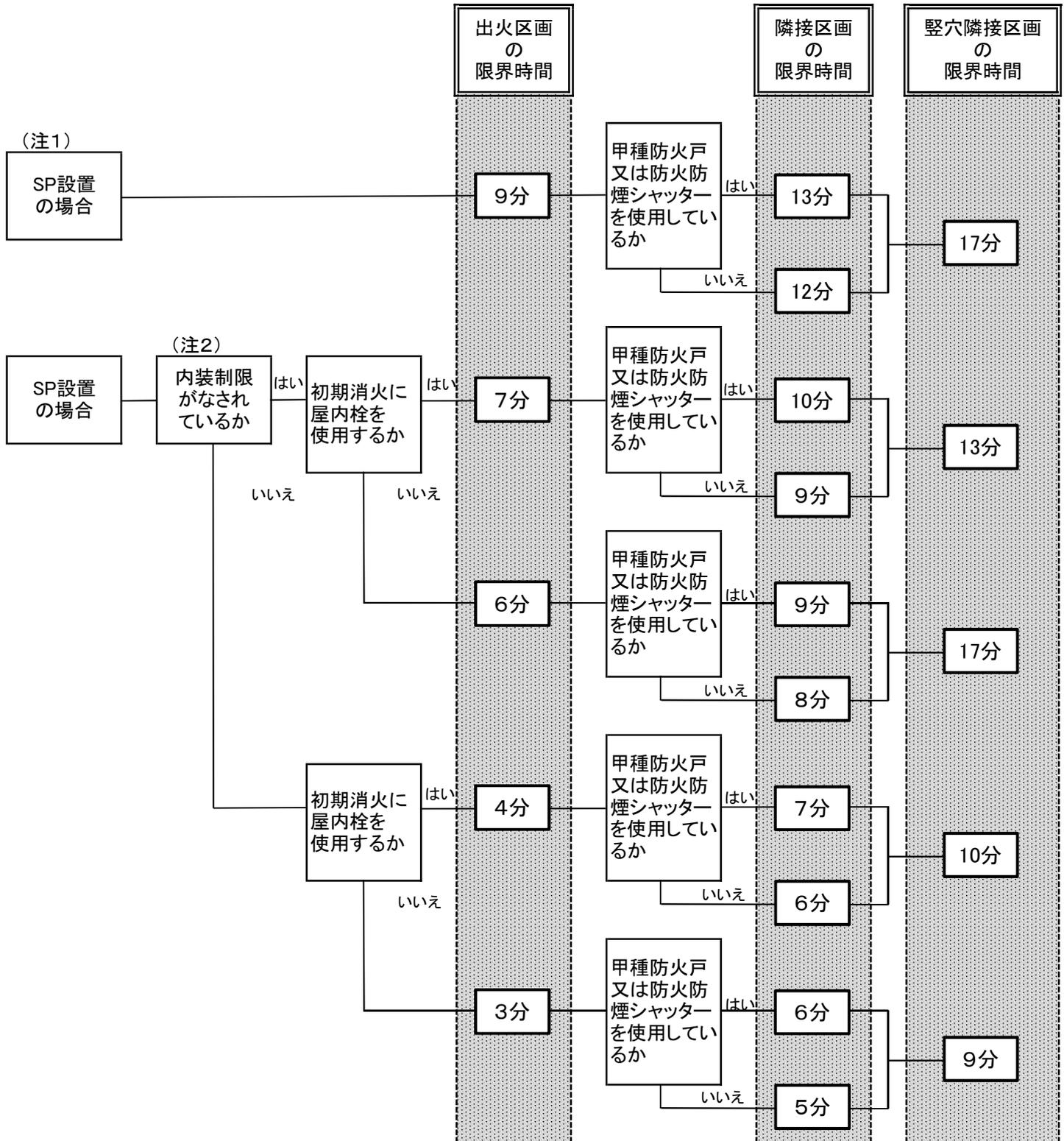
<建築物の概要>

階数	主な用途	床面積(m ²)	避難人員[人]		*スプリンクラー
			算定人員	従業員	
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
合 計					

※ 各階毎に記入することとし、スプリンクラーヘッドが設置されている場合は→○、
設置されていない場合は→×、一部設置されている場合は△とする。

別表2

限界時間の設定基準



(注1) 「SP設置の場合」には、消防法施行規則第13条第3項に基づきスプリンクラー設備のヘッドが設置されていない部分があることを含むものとする。

(注2) 内装制限がなされている場合とは、建築基準法施行令第129条第1項、第5項及び第6項の基準により又は基準の例により、居室、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げがなされている場合をいう。

別表1(その2)

防火管理体制実態調査記録表

<出火場所>

想定出火場所	階(□売り場、□バックヤード、□その他〔 〕)
--------	-------------------------

<限界時間>

区画の別	限界時間	区画の設定場所
出火区画	分	階(側区画)
隣接区画	分	(側区画) (側区画) (側区画) (階 段) (階 段) (階 段) (階 段)
縦穴隣接区画	分	階 (側区画) 階 (側区画) 階 (側区画) 階 (側区画) 階 (側区画) 階 ~ 階(側区画)

出火場所の設定及び区画の形成基準

1 出火場所の設定

火災が発生した場合に避難が困難となると予想される階で、従業員等の出入りが少なく、火災発見が遅れると予想されるバックヤード、売り場等を出火場所とする。

2 区画の形成基準

(1) 防火戸及び防火シャッターを閉鎖して、出火区画(注 1)、隣接区画(注 2)、堅穴隣接区画(注 3)等の防火区画(注 4)を形成すること。

(注 1) 出火区画とは、出火場所を含む防火区画(店舗構えごとに防火区画しているものを除く。以下同じ。)をいう。

(注 2) 隣接区画とは、出火区画と防火戸又は防火シャッターが設けられている開口部を介して接する防火区画をいう。

(注 3) 堅穴隣接区画とは、隣接区画となる階段室、エスカレーター区画等のいわゆる堅穴区画と防火戸又は防火シャッターが設けられている開口部を介して接している防火区画をいう。

(注 4) 防火区画とは、建築基準法施行令第 112 条に規定する防火区画のほか、耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸により形成する区画を含むものとする。

(2) 出火区画、隣接区画及び堅穴隣接区画を構成する防火戸は、火災により温度が急激に上昇した場合又は煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸であっても自動閉鎖を待つことなく在館者等の避難終了後直ちに閉鎖する。この場合、降下を途中で止められる構造の防火シャッターについては、初期の段階において避難の支障のないところまで下げておくものとする。

なお、煙により在館者等が避難を行う前に防火戸、防火シャッターが自動的に閉鎖される場合があるので、その際の避難誘導についても考慮すること。

(3) 上記以外の箇所の防火戸で堅穴区画又は水平区画を形成するものは、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸にあつては、閉鎖障害がないことを確認すれば足りることとし、その他の防火戸にあつては、手動で閉鎖する。

(4) エスカレーターを囲む堅穴区画については、各階に隊員を配置し、エスカレーターに乗っている在館者等に対してエスカレーターを停止する旨を大声で知らせたうえでエスカレーターを停止させ、在館者等を区画外に避難させた後、直ちに区画を形成する。

(5) エレベーターは、火災発生後の早い時点で従業員が停止させる。また、この場合に出火階にエレベーターを停止させてはならない。

(6) エレベーター前に防煙のための区画がある場合には、エレベーターを使用停止にしたことを確認したうえで直ちに区画を形成する。

別添 5 (その 1)

対 応 行 動 基 準

訓練及び検証にあたっての対応事項の実施方法は、次のとおりであるが、個々の物品販売店舗等の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

検証を行う際には、事前に別添 4 の「避難所要時間の計算要領」により、避難時間計算用紙（別表 3、その 1 からその 3）をもって在館者等の避難所要時間を算出すること。

また、検証を行う際には、避難誘導の指示のあった時点から避難所要時間の経過後に逃げ遅れの確認、防火戸等の最終的な閉鎖、隊員の避難等を行うものとする。

1 出火場所の確認

- (1) 出火場所に最も近い場所に設置されている自動火災報知設備の感知器を発報させ、訓練を開始する。この時、出火店の床に近い位置に旗等の目印を設置しておく。
- (2) 隊員は、正規に勤務する場所(各階の売り場、バックヤード等)に待機しているものとする。
- (3) 受信機又は副受信機で火災表示灯が点灯した場所を見て発報場所を確認する。なお、警戒区域一覧図がある場合は、火災表示灯が点灯した場所と警戒区域一覧図を照合すること。

2 現場の確認

- (1) 受信機又は副受信機で出火場所を確認した者は、自ら又は他の隊員に指示（放送設備、肉声、電話、無線等を用いて）して、発報した感知器の設置されている出火場所に行き、火災の有無を確認する動作を行う。
- (2) 火災を確認した者は、その場で「火事だー！」と 2 回叫ぶ。
- (3) 隊員の移動の際のエレベーターの使用については、次による。
 - ア 非常用エレベーターは、使用できるものとする。
 - イ 常用エレベーターは、停電時最寄り階停止装置付のものに限り使用できるものとする。
この場合、火災の確認を行う隊員は、出火区画の直下階まではエレベーターを使用できるが、それより上階へは階段を使用しなければならないものとする。

3 消防機関への通報

消防機関への通報は、別添 1 による。

4 初期消火

- (1) 模擬初期消火は、消火器及び屋内消火栓(補助散水栓)を用いて行うものとする(屋内消火栓(補助散水栓)が設置されていない場合は、消火器のみの操作とする。)
- (2) 消火器は、消火薬剤を実際に放出するか、放出のための動作を行った上で放出体勢をとり、15 秒間維持する。
- (3) 屋内消火栓(補助散水栓)は、放水のための動作を行った上で放水体勢をとり、30 秒間維持する。
消火開始までの操作は、二人以上(2号消火栓(補助散水栓)を使用する場合は一人操作でもよい。)で実施することとする。なお、この場合は、限界時間が 1 分間延長される。

5 区画の形成

区画の形成は、別添 2 による。

6 情報伝達及び避難誘導等

情報伝達及び避難誘導等は、別添 3 による。

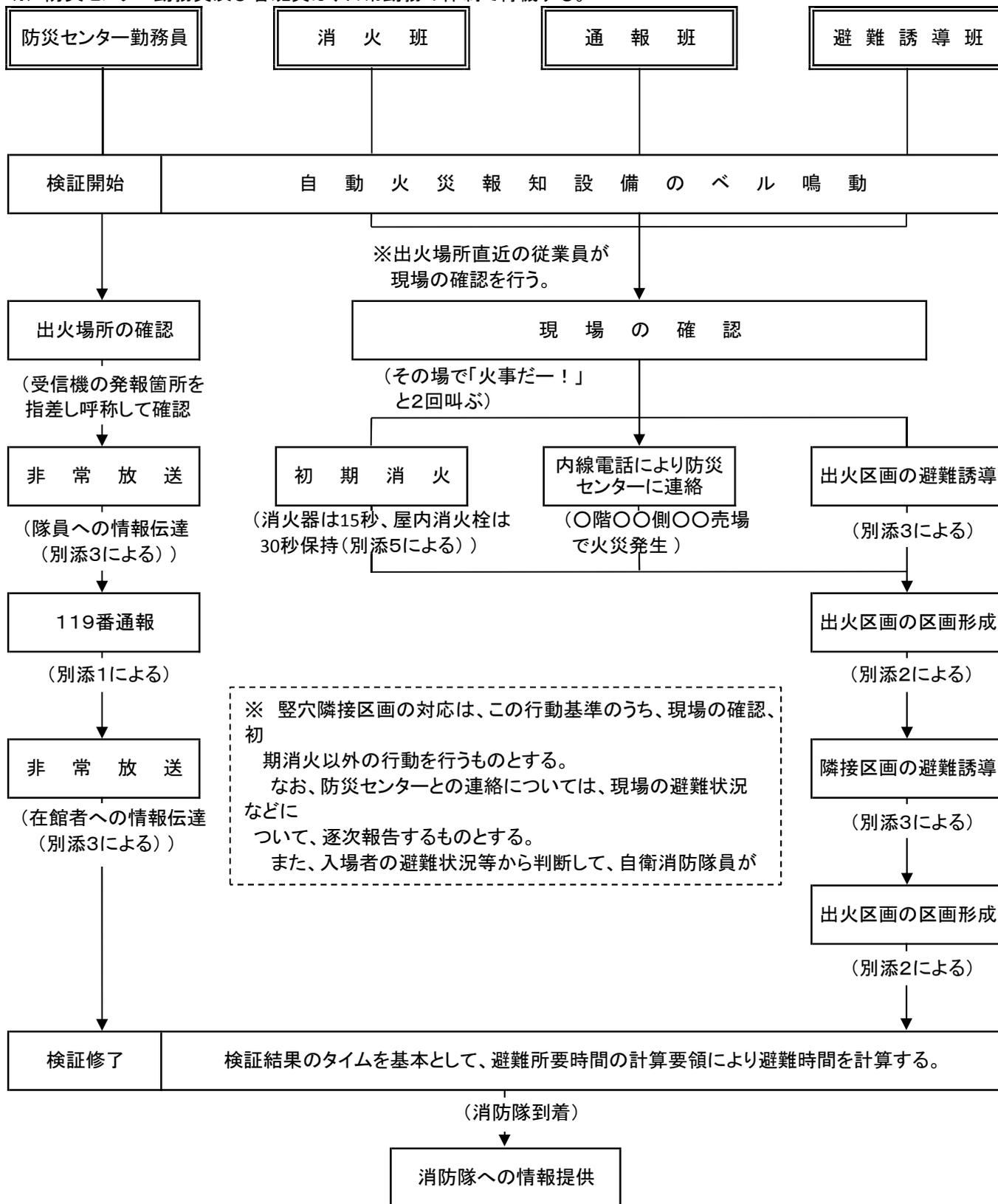
7 消防隊への情報提供

消防隊員に対し概ね次の内容を提供する。

- (1) 出火場所 「〇階の〇〇〇」
- (2) 避難の状況 「〇～〇階(出火階等)の避難状況は〇〇です。」
- (3) 自衛消防活動状況 「現在、自衛消防隊は、〇から〇階の避難誘導と消火活動を行っております。」

対応行動基準

※ 防災センター勤務員及び各班員は、日常勤務の体制で待機する。



※ この設定例については、各区画一斉避難を行う場合の行動基準である。

別添 3

情報伝達及び避難誘導等の基準

- 1 火災発生の情報伝達は、火災時の混乱を防止するため、原則として隊員に周知した後に隊員以外の在館者に行うこととし、その具体的な方法は次による。
 - (1) 隊員への情報伝達は、館内電話、放送設備等を用いて火災の発生によって在館者等の行動に混乱が起きる前に速やかに知らせる。
 - (2) 在館者等への情報伝達は、放送設備を用いて行い、全館の在館者等に知らせることとするが、その際の文例については、次のとおりとし 2 回以上繰り返すものとする(当該物品販売店舗等の独自の文例、方法がある場合にはそれによることとする。)。また、放送の間に適宜警報音を挿入することとする。
 - ア 火災確認後における文例
「ただ今、○階○○で火災が発生しました。係員の指示に従って落ち着いて行動して下さい。」
 - イ 屋内消火栓(無い場合については消火器)の放水体勢をとった時点における文例
「ただ今、○階○○で火災が発生しました。消火作業を行っております。係員の指示に従って落ち着いて避難して下さい。」
- 2 避難誘導は、次により行うものとする。
 - (1) 各階の避難開始は、非常放送又は各階の責任者の避難指示によって避難を開始するものとする。
 - (2) 事前に計画された階段及び避難通路への避難誘導を行うこととするが、火点に最も近い階段には避難誘導しないこととする(避難階段が 1 箇所しかない場合を除く。)
 - (3) 誘導係員は、ハンドマイクや誘導旗等を用いて所定の計画にしたがって在館者等を誘導するとともに、階段入口には混乱を防止するための係員を配置する。
 - (4) 誘導終了後、逃げ遅れた人がいないかを確認する。
 - (5) 避難終了後、売場や階段室の防火戸、防火シャッター、くぐり戸等の閉鎖を確実にを行う。

※ 避難誘導については、全館一斉避難を原則とするが、階段等が狭いために当該階段からの避難に時間を要する場合には順次避難とし、出火区画、隣接区画次いで出火区画の上階にある堅穴隣接区画、その後に出火区画の下階にある堅穴隣接区画の順で避難誘導を行うものとする。

ただし、地階での火災を想定した場合には、出火区画の上階にある堅穴隣接区画の前に、出火区画の下階にある堅穴隣接区画を優先すること。

- 3 排煙設備がある場合については、出火店の直近の排煙設備及び特別避難階段の附室の排煙設備を出火確認後速やかに起動させる。
- 4 空調設備は出火確認後直ちに停止する。

別添 1

消防機関への通報基準

- 1 訓練計画上报報を行うこととされている者が、消防機関への模擬通報を行う。
- 2 消防機関への模擬通報の内容は、概ね次のとおりとする。なお、検証の際には通報内容の細部にこだわらず、概ね必要事項が通報されていることを確認すればよいものとする。

★通報者 119番をする。

消防 「はい、消防です。火事ですか、救急ですか。」

★通報者 「火事です。」

消防 「場所はどこですか。」

★通報者 「〇〇区△△〇〇条〇〇丁目〇番〇号△△〇〇店です。」

消防 「その△△〇〇店は何階建ですか。燃えているところは何階ですか。」

★通報者 「〇〇階建の〇〇階が燃えています。」

消防 「何が燃えているかわかりますか。」

★通報者 「〇〇〇が燃えています。」

消防 「近所に目標となる建物がありますか。」

★通報者 「〇〇〇〇に〇〇〇〇〇〇があります。」

消防 「わかりました。すぐいきます。」

★通報者 電話をきる（通報終了）

避難所要時間の計算要領

物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアルに基づき検証を行う場合に用いる避難人数及び避難所要時間は次により算定するものとする。

1 避難計算を行うのは次の部分とする。

- (1) 出火区画（売り場等）
- (2) 隣接区画（売り場等、階段）
- (3) 竪穴隣接区画（売り場等）

2 出火区画、隣接区画（売り場等）及び竪穴隣接区画の避難計算

(1) 避難人数の計算

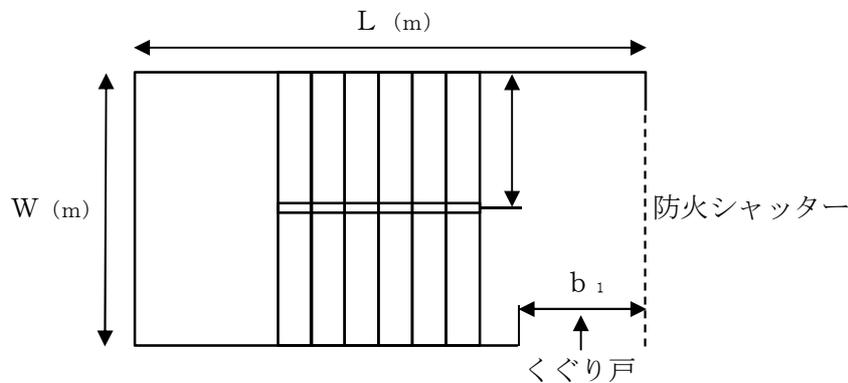
避難人数は、全館において設定するものとし、各区画の人数は、客及び従業員の合計人数とし消防法施行規則第 1 条に基づき算出する。

(2) 避難経路の設定

ア 出火点に最も近い階段は、避難階段が 1 箇所しかない場合を除き、全館とも避難に使えないものとする。なお、この階段が特別避難階段の場合には、出火区画の存する階以外の階では使用できることとする。

イ 階段の出入口については、戸の場合はその幅員が有効幅員 (b_1) とするが、シャッターが設けられている場合は、シャッターが避難終了前に降下する場合を想定し、1 階出口を除いてくぐり戸の有効幅員を出入口の有効幅員とする。

—階段平面図—

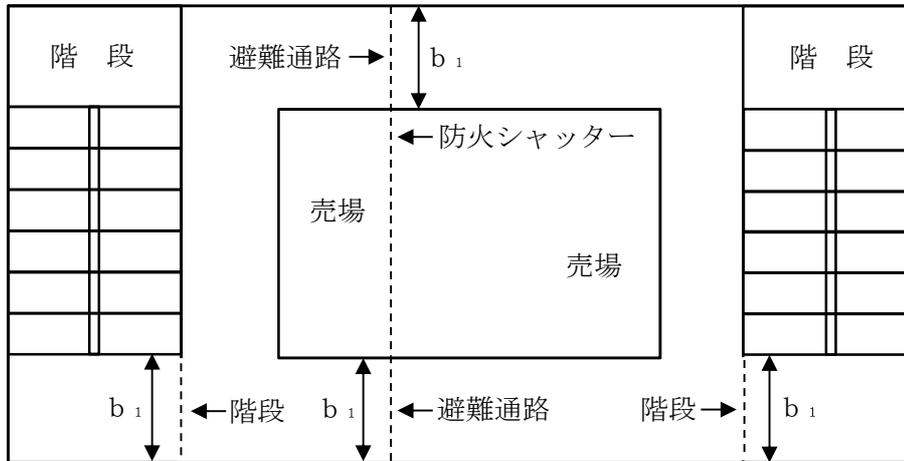


ウ 出火区画に接して売り場等である隣接区画がある場合は、出火区画からこの隣接区画へ避難することができるが、この場合は、隣接区画への避難通路（注 1）の幅員を有効幅員 (b_1) とする。

この場合は、隣接区画の避難時間算定の際に、出火区画からの避難人数を加算すること。

（注 1） 避難通路とは、売り場内の主要避難通路で、防火区画を構成するシャッター等を横切る通路をいう。

—建物平面図—



エ 各階段及び避難通路への避難人数の配分は、原則として有効幅員に応じて次により行うこと。なお、避難時間が各階段により大きく異なる場合には、各階段及び避難通路への避難人数の配分を変更して避難が早く終了するようにしてもよいが、この際には適切な誘導方策を検討すること。

$$N_1 = b_1 / \sum b_1 \times N$$

b_1 : 売り場から階段への出口及び避難通路の有効幅員 (m)

$\sum b_1$: 売り場から階段への出口及び避難通路の有効幅員の合計 (m)

N : 避難対象人数 (人)

N_1 : 売り場からの当該階段又は避難通路への避難人数 (人)

(3) 避難所要時間の算定

各階段及び避難通路ごとに避難所要時間をア、又はイにより算出する。

ア 階段において、階段室の収容能力より避難人数が少ないか ($N_1 \leq 5 \times S$) 若しくは売り場から階段への出口幅員が狭く、階段が満員にならない場合 ($R_1 \leq R_2 / n$) 又は避難通路による場合

$$T_1 = N_1 / R_1$$

T_1 : 避難所要時間 (秒)

N_1 : 売り場からの当該階段又は避難通路への避難人数 (人)

S : 階段室の水平投影面積 (m^2) ($S = W \times L$)

n : 当該階段を利用して避難する階の数

R_1 : 売り場から階段及び避難通路への避難流動人数 (人/秒)

$$R_1 = 1.5 \times b_1$$

R_2 : 階段から1階への避難流動人数 (人/秒)

$$R_2 = \min(1.3 \times w, 1.5 \times b_2)$$

b_1 : 売り場から階段への出口及び避難通路の有効幅員 (m)

b_2 : 階段から1階への出口の有効幅員 (m)

w : 階段の有効幅員 (m) (注2)

(注2) 階段の有効幅員 w が途中で変わる場合は、その最小値を w とする。

イ 階段において、階段室の収容能力より避難人数が多く ($N_1 > 5 \times S$)、かつ、売り場から階段への出口幅員が広く、階段が満員になる場合 ($R_1 > R_2 / n$)

$$T_1 = (5 \times S) / R_1 + (N_1 - 5 \times S) / (R_2 / n) \quad (\text{注3})$$

(注3) 階段が満員となるまでは、出口幅員に応じた流入能力があることとなるが、階段が満員となってからは、階段幅員 (1階の出口幅員が階段幅員より小さい場合は、1階の出口幅員) の $1/n$ だけの流入能力となる。したがって、各階段への避難人数がそれぞれ $5 \times S$ (人) 以下となるようにすれば階段が満員となることはない。

ただし、上記の計算によって求められた値が、3、(2)で計算した値より小さくなる場合は、3、(2)の値を避難所要時間とする。

3 隣接区画 (階段) の避難計算

(1) 避難人数の算定

避難人数は、その階段を避難経路として使用する出火区画、堅穴隣接区画からの避難人数の合計とする。

(2) 避難所要時間の算定

避難所要時間は、次式による。

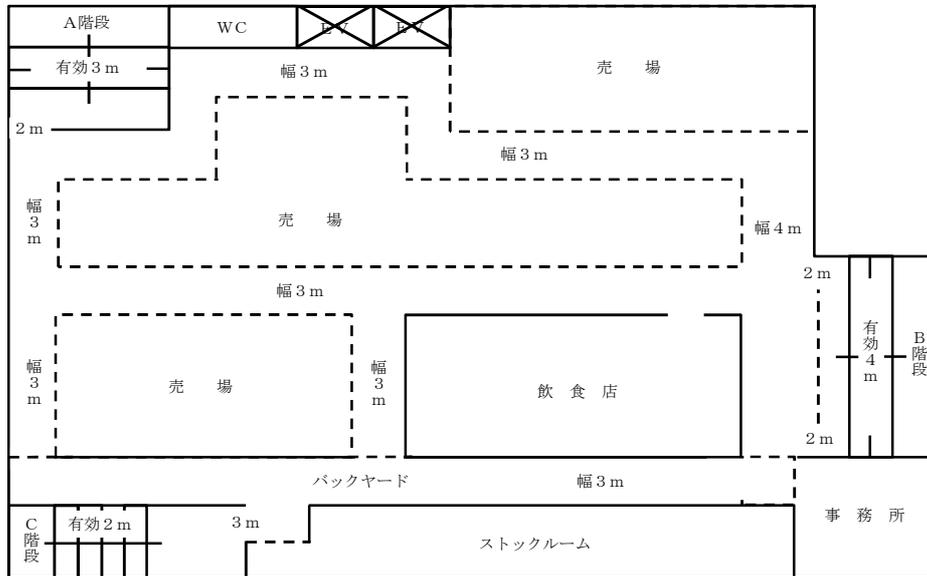
$$T_2 = N_2 / R_2 + 12 \times (f - 1)$$

T_2 : 避難所要時間 (秒)

N_2 : 当該階段の合計避難対象人員 (人)

f : 出火階の階数 (階)

計 算 例



< 条 件 >

算定人員：610人（店舗部分500人、飲食店部分60人、従業員50人）

階段を利用して避難する階の数：10階層

A階段：出口幅2m、1階出口の幅2m、階段面積30㎡、階段幅有効3m

B階段：出口幅4m、1階出口の幅2m、階段面積40㎡、階段幅有効4m

C階段：出口幅3m、1階出口の幅2m、階段面積35㎡、階段幅有効2m

A階段の合計避難対象人員：1,000人

B階段の合計避難対象人員：2,000人

C階段の合計避難対象人員：1,500人

出火階：3階

2(2)エの計算（売場からの避難人数〔 N_1 〕）= $b_1 / \sum b_1 \times N$

A階段： $N_1 = 2 / 9 \times 610 = 135.6 \dots = 136$ （人）

B階段： $N_1 = 4 / 9 \times 610 = 271.1 \dots = 271$ （人）

C階段： $N_1 = 3 / 9 \times 610 = 203.3 \dots = 203$ （人）

2(3)アの計算（売場からの避難所要時間〔 T_1 〕）= N_1 / R_1

・〔 $N_1 \leq 5 \times S$ 〕への該当の有無

A階段： N_1 が136であり、 $5 \times S$ が150となるので、該当する。

B階段： N_1 が271であり、 $5 \times S$ が200となるので、該当しない。

C階段： N_1 が203であり、 $5 \times S$ が175となるので、該当しない。

・〔 $R_1 \leq R_2 / n$ 〕への該当の有無

A階段： R_1 が3であり、 R_2 / n は0.3となるので、該当しない。

B階段： R_1 が6であり、 R_2/n は0.3となるので、該当しない。

C階段： R_1 が4.5であり、 R_2/n は0.26となるので、該当しない。

※ B階段とC階段は、上式から $[N_1 \leq 5 \times S]$ 及び $[R_1 \leq R_2/n]$ のいずれも該当しないので、A階段のみ2(3)アの計算を適用する。

A階段： $T_1 = 136/3 = 45.3$ (秒)

2(3)イの計算 (売場からの避難所要時間 $[T_1]$)

$$= (5 \times S) / R_1 + (N_1 - 5 \times S) / (R_2 / n)$$

・ $[N_1 > 5 \times S]$ への該当の有無

A階段： N_1 が136であり、 $5 \times S$ は150となるので、該当しない。

B階段： N_1 が271であり、 $5 \times S$ は200となるので、該当する。

C階段： N_1 が203であり、 $5 \times S$ は175となるので、該当する。

・ $[R_1 > R_2/n]$ への該当の有無

A階段： R_1 が3であり、 R_2/n は0.3となるので、該当する。

B階段： R_1 が6であり、 R_2/n は0.3となるので、該当する。

C階段： R_1 が4.5であり、 R_2/n は0.26となるので、該当する。

※ A階段は、上式から $[N_1 > 5 \times S]$ に該当しないので、B階段及びC階段に2(3)イの計算を適用する。

B階段： $T_1 = (5 \times 40) / 6 + (271 - 5 \times 40) / (3 / 10)$

$$= 200 / 6 + 71 / 0.3 = 270 \text{ (秒)}$$

C階段： $T_1 = (5 \times 35) / 4.5 + (203 - 5 \times 35) / (2.6 / 10)$

$$= 175 / 4.5 + 28 / 0.26 = 146.6 \text{ (秒)}$$

3(2)の計算 (階段の避難所要時間 $[T_2]$) $= N_2 / R_2 + 12 \times (f - 1)$

A階段： $T_2 = 1,000 / 3 + 12 \times (3 - 1) = 357.3$ (秒)

B階段： $T_2 = 2,000 / 3 + 12 \times (3 - 1) = 690.7$ (秒)

C階段： $T_2 = 1,500 / 2.6 + 12 \times (3 - 1) = 600.9$ (秒)

別表3(その2)

避難時間計算用紙

2-1 隣接区画(階段)

(15) 階段毎の全階合計 避難人数 N_2					
(16) 階段避難時間 $T_2 = N_2 / R_2 + 12 \times (f - 1)$					

注: 出火区画の欄で求めた値を使用する。

2-2 隣接区画(階段を除く部分)

階

(1) 避難対象人数	別添4、2、(1)の計算式による	人
------------	------------------	---

階段及び避難通路	階段	階段	階段	階段	通路	通路
(2) 売り場からの出口幅 b_1 (m)						
(3) 1階への出口幅 b_2 (m)						
(4) 階段幅 w (m)						
(5) 階段水平投影面積 S (㎡)						
(6) $R_1 = 1.5 \times b_1$						
(7) $R_2 = \min(1.5 \times b_2, 1.3 \times w)$						
(8) R_2 / n (注1)						
(9) 避難人員 N_1						
(10) 階段収容人数 $5 \times S$						
(11) $R_1 > R_2 / n$ かつ $N_1 > 5 \times S$ なら (13)へ						
(12) 避難時間 $T_1 = N_1 / R_1$ (14)へ						
(13) 避難時間 $T_1 = 5 \times S / R_1 +$ $(N_1 - 5 \times S) / (R_2 / n)$ (注2)						
(14) 避難時間の最大値	< 隣接区画の限界時間					

(注1) n : 当該階段を使用して避難する階の数

(注2) (16)で計算した値が、(13)の計算により求められた値より大きくなる場合は、(16)の値を避難所要時間とする。

<p style="font-size: 1.2em;">防火管理体制検証結果書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">(検証実施者)</p> <p style="text-align: center;">署予防課</p> <p style="text-align: center;">消防 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日、自衛消防訓練を検証した結果は、下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
検 証 の 設 定			
被検証者数	名	検証参加人員	名
想定出火階	階	初期消火	<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓
検 証 結 果			
区 分	限界時間(A)	検証時間(B)	評 価
出火区画	分	分 秒	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否 (A) (B)
隣接区画	分	分 秒	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否 (A) (B)
竪穴隣接区画	分	分 秒	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否 (A) (B)
備 考			

※評価欄は、(A) ≥ (B) の場合に適合していることを表しています。

立会者 職・氏名 _____ 印

防火管理体制適合通知書

札消 第 号
年 月 日

様

札幌市 消防署長

消防 印

あなたの 所有 する下記の防火対象物において、 年 月 日
管理

自衛消防訓練を検証した結果、訓練が限界時間以内に終了し札幌市の防火対象物における防火管理体制指導要綱に定める基準に適合しているの
で通知します。

記

自衛消防訓練の検証対象防火対象物

防火対象物所在地	
防火対象物名称	
検証対象物用途	

特
記
事
項

--	--

防火管理体制改善通知書

札消 第 号
年 月 日

様

札幌市 消防署長
消防

印

あなたの 所有 する { 所在;札幌市 区
管理 する { 名称; } }

において 年 月 日防火管理体制(人)による自衛消防訓練を
検証した結果、札幌市の物品販売店舗等における防火管理体制指導要
綱に定める基準に適合しないので、下記事項を参考に改善されるよう通知
します。

なお、改善計画を 年 月 日までに えて提出して下さ
い。

記

検 証 結 果	区 分	限界時間	検証時間	評価
	出 火 区 画	分	分 秒	適 合 ・ 不 適 合
	隣 接 区 画	分	分 秒	適 合 ・ 不 適 合
	竪穴隣接区画	分	分 秒	適 合 ・ 不 適 合
改 善 を 要 す る 事 項		改 善 策		
.....			
.....			
.....			

※ 改善目標期日以降の適当な日に再度検証を実施します。

対応行動の改善に係る対策表

消防署予防課 係 担当

対象物名			出火区画	隣接区画	堅穴隣接区画
所在地	区	限界時間			
検証年月日	年 月 日	検証に要した時間			

対応行動区分	問題のある対応行動の内容	行動の迅速化	防火管理体制の変更				設備等の強化				施設等の強化									
		訓練等により隊員の行動の迅速化を図る	隊員の連携を図る	消火器・非常放送設備等の操作・取扱いの習熟を図る	売場内のレイアウトを変更して行動しやすくする	初期消火作業で屋内消火栓を用いる	隊員の資質を考慮して役割分担の適正化を図る	隊員の行動の無駄を排除し効率的にする	出火区画と隣接区画の隊員配分を適切にする	指揮系統等組織体制を整備する	副受信機を増設する	無線機・館内非常電話等を設置する	非常放送及び119番通報を全ての階から出来るようにする	スプリンクラー設備を設置する	2号消火栓を設置する	エレベーターを改良する	内装の不燃化を図る	階段室を堅穴区画にする	各階を耐火構造の壁・防火戸の区画により細分化する	区画形成の防火戸を煙感知器連動にする
自火報確認	①受信機の位置が遠く確認が遅い ②他要員への指示に時間がかかる	○	○	○					◎	◎										
火災確認	①出火場所に行くのに時間がかかる ②確認後の連絡に時間がかかる	○	○	◎				△	△	○	◎				○					
消火	①操作の不慣れ ②連携が悪く対応行動に混乱がある	○	◎	◎			○	○	△					◎						
通報等	①通報に時間がかかる ②放送・通報用語が不的確・不明瞭	◎	△				○	△			◎									
区画の形成	①区画の形成に時間がかかる ②連携が悪く対応行動に混乱がある	○		△			△	○					○			○	◎	◎	◎	◎
伝達	①区画の範囲が大きく時間がかかる ②連携が悪く対応行動に混乱がある	○	◎	○	△	○	○	○	△		○	○			○					
誘導	①誘導の範囲が大きく時間がかかる ②連携が悪く対応行動に混乱がある	○	◎	△		○	○	○	○			◎	○			○	◎	◎	◎	○
全般	①全体的に時間がかかる ②連携が悪く対応行動に混乱がある	◎	◎	◎	○	☆	◎	◎	◎	◎	△	○	☆	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

凡例 ◎→大きな効果が期待できる ○→かなり効果が期待できる
 △→多少の効果が期待できる ☆→限界時間が延長できる

防 火 管 理 体 制 改 善 計 画 書

年 月 日

(あて先) 札幌市 消防署長

(届出者)

住所

氏名

印

このことについて、 年 月 日 (札幌 第 号) の通知にもとづいて、
下記のとおり改善計画を立てましたので、届け出します。

記

改善対策の内容	
改善目標期日	年 月 日
再検証希望日時	年 月 日 午前・午後 時から
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 ※印の欄は、記入しないこと